

# 沖縄県立芸術大学施設 管理棟・一般教育棟 (当蔵キャンパス)：屋根・外壁等改修工事

## 令和5年度

# 沖縄県立芸術大学

### 図面目録

図番	図面名称(建築)	縮尺	図番	図面名称(電気設備)	縮尺	図番	図面名称(機械設備)	縮尺
A-00	図面目録	—						
A-01	建築物改修工事特記仕様書工事(1)	—						
A-02	建築物改修工事特記仕様書工事(2)	—						
A-03	建築物改修工事特記仕様書工事(3)	—						
A-04	建築物改修工事特記仕様書工事(4)	—						
A-05	案内図、配置図	1:500(A-1版) 1:1000(A-3版)						
A-06	地階・1階平面図	1:150(A-1版) 1:300(A-3版)						
A-07	2階平面図	1:150(A-1版) 1:300(A-3版)						
A-08	3階平面図	1:150(A-1版) 1:300(A-3版)						
A-09	屋根平面図	1:150(A-1版) 1:300(A-3版)						
A-10	KEY PLAN	1:150(A-1版) 1:300(A-3版)						
A-11	断面図(1)	No. Scale						
A-12	断面図(2)	No. Scale						
A-13	外部足場計画図	1:150(A-1版) 1:300(A-3版)						

工事名称	沖縄県立芸術大学施設 管理棟・一般教育棟 (当蔵キャンパス)：屋根・外壁等改修工事	工事年度	令和5年度
工事場所	那覇市首里当蔵町一丁目4番	図面名称	表紙・図面目録
発注機関	沖縄県立芸術大学	縮尺	
審査	課長(副参事) 設備事業監 班長 主幹 担当者	図面番号	A-00
設計者	奥浜 真佐三	名称	合同会社 日亜設計studio
	登録番号	1級建築士登録 第203467号 事務所登録 第132-3467号	
	所在地	沖縄市安慶田三丁目11番33号	

建築改修工事特記仕様書 [ 建築工事編 ]			
沖縄県土木建築部			
<b>1 工事概要</b> (1) 工事名 : 沖縄県立芸術大学施設 管理棟・一般教育棟 (当蔵キャンパス) : 屋根・外壁等改修工事 (2) 工事場所 : 那覇市首里当蔵町一丁目4番 (用途地域: 第一種住居専用) (3) 敷地面積 : 13,023.76 m <sup>2</sup> (地域一部近隣商業地域) (4) 工事種目 : 改修工事 ア 建築物			
建築物の名称	管理棟・一般教育棟		
主要用途	専門的教育・研究施設		
構造及び階数	地下1階、地上3階		
工事種別			
建築面積	1,801.92 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
延べ面積	3,101.23 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
イ 工作物及び立木			
工作物等の名称			
数量			
<b>2 本工事の設計時期</b> 本工事の設計書は、令和5年3月時点での沖縄県土木建築部建築工事積算基準及び公共工事設計労務単価等に基づいて作成している。			
<b>3 建築工事仕様</b> (1) 標準仕様 図面及びこの特記仕様に記載されていない事項は、すべて官庁営繕関係統一基準の「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)」[平成31年版] (以下「標準仕様書」という。)による。 (2) 特記仕様 ア 章は、番号に○印の付いた章を適用する。 イ 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。 ウ 特記事項は、「・」に○印の付いたものを適用する。「・」に○印がつかない場合は「※」の付いたものを適用する。「・」と「※」共に○印がついた場合は共に適用する。「※」を適用しない場合は、「・」に変えること。 エ 特記事項のうち、【 】については、適用する事項を選択して記載すること。 オ 項目及び特記事項に記載の( )内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。 カ 特記事項に記載の(参- )は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」[平成31年版]巻末の各部配筋参考図の当該項目を示す。 キ 形状寸法の単位は、特記なき限りmmとし、質量も従来どおりkgであるが、力(N:ニュートン)、応力(N/mm <sup>2</sup> )、圧力(Pa:パスカル)エネルギー(J:ジュール)等は基本的には国際単位系(SI単位)を使用する。			
<b>4 その他</b> (1) 公共事業労務費調査に対する協力 ア 本工事が公共事業労務費調査の対象工事となった場合、調査票等に必要事項を正確に記入し、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の完成後においても、同様とする。 イ 調査票等を提出した事業所を事後に訪問して行う調査・指導等の対象になった場合、その実施に協力しなければならない。また、本工事の完成後においても、同様とする。 ウ 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従って就業規則を作成するとともに、賃金台帳を調製・保存する等、日頃より雇用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかななければならない。 エ 本工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)がアからウまでと同様の義務を負う旨を定めなければならない。 (2) 暴力団員等による不当介入の排除対策 受注者は、当該工事の施工に当たって「沖縄県土木建築部発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書(平成19年7月24日)に基づき、次に関する事項を遵守しなければならない。なお、違反したことが判明した場合は、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。 ア 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署等に被害の届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。 イ 暴力団員等に対する排除対策を講じたにもかかわらず、工事に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。 (3) ワンデーレスポンスの実施 ア この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。「ワンデーレスポンス」とは、監督員が、受注者からの質問、協議の回答は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応することである。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。 イ 受注者は計画工程表の提出に当たって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督員と協議を行うこと。 ウ 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督へ報告すること。 エ 効果・課題等を把握するためアンケート調査等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。			

(4) 工事監督業務の一部委託 ア 本工事は、沖縄県財務規則第112条第1項の規定に基づき発注者又は建設工事請負契約書(以下、「契約書」という。)第9条に基づく監督員(以下「監督員」という。)が行う監督業務の一部を委託し、職員以外のもの(以下「管理技術者等」という。)が監督業務の一部を実施する。 イ 受注者又は契約書第10条に定める現場代理人及び主任技術者等(以下「現場代理人等」という。)は、管理技術者等が監督員に代わり現場で立会等をする場合には、その業務に協力しなければならない。また、書類の提出に関し、説明を求められた場合にはこれに応じなければならない。ただし、管理技術者は、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しない。 ウ 監督員から現場代理人等に対する指示又は通知等は管理技術者等を通じて行うことがあるので、この際は監督員から直接指示又は通知等があったものと同等である。 エ 監督員の指示により、現場代理人等が監督員に対して行う報告又は通知等は、管理技術者等を通じて行うことができるものとする。 (5) 本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合又は本工事と関連する工事を本工事の請負代金額の変更協議をする場合又は本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合にあたって、変更協議または関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率(元契約額÷元設計額)を変更設計額または関連工事の設計額に乗じた額で行う。 (6) 県産資材の優先使用 本工事に使用する資材等のうち、沖縄県内で生産、製造され、かつ、格、品質、価格等が適正である場合はこれを優先して使用するよう努めなければならない。なお、主要建設資材の使用状況を「県産建設資材使用状況報告書」にて報告すること。 (7) 下請業者の県内企業優先活用 請負業者は、下請契約の相手方を県内企業(主たる営業所を沖縄県内に有する者。)から選定するように努めなければならない。 (8) 不発弾等発見時の処理について 本工事において、不発弾等が発見された場合には、警察署(交番、駐在所)に報告すると共に、監督員を通して関連市町村(防災主管課)、沖縄県知事公室防災危機管理課及び沖縄県土木建築部技術・建設業課に報告すること。 また、発見された不発弾等については、警察署または自衛隊より指示等があるまでは、触れずにそのままの状態を保存すること。 (9) ダンプトラック等の過積載等の防止について ア 工所用資機材等の積載超過がないようにするとともに交通安全管理を十分に行うこと。 イ 過積載を行っている資材納入者から資材購入をしないこと。 ウ 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。 エ さし柵の装置または物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが工事現場に出入りすることがないようにすること。 オ 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止に関する特別措置法(以下「法」という。)の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等の加入者の使用を促進すること。 オ 下請契約の相手方又は資材納入者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。 (10) 不正軽油の使用の禁止等について ア 受注者は、工事の施工に当たり、工事現場で使用し、若しくは使用させる車両(資機材等の搬出入車両を含む。)又は建設機械等の燃料として、不正軽油(地方税法第144条の32の規定に違反する燃料をいう。)を使用し、又は使用させてはならない。 イ 受注者は、県の税務当局が実施する使用燃料の抜取調査に協力しなければならない。 (11) 設計図書における資材等の取扱いについて ア 本工事の設計図書及び参考図に示す資材等については、特定企業の製品又は工法を指定するものではない。 イ 本工事で使用する資材等については、設計図書及び参考図のとおり品質規格・仕様等で積算しており、その品質規格・仕様等と同等品以上の資材を使用すること。なお、使用にあたっては監督職員の承諾を得るものとする。 ウ 「参考図」は建設工事請負契約約款第1条に定める設計図書ではなく、発注者の積算の透明性を確保し入札者の積算、工事費内訳書作成の効率化を図ることを目的に「参考資料」として提示するものである。
--

章	項目	特記事項
① 一般共通事項	① 適用基準等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建築改修工事監理指針(令和元年版)国土交通省大臣官房官庁営繕部監修</li> <li>○ 建築工事標準詳細図(平成28年版)国土交通省大臣官房官営繕部監修</li> <li>・ 敷地調査共通仕様書(令和元年版)国土交通省大臣官房官庁営繕部</li> <li>○ 建築材料・設備機材等品質性能評価事業 建築材料等評価名簿(令和元年版)(一社)公共建築協会</li> <li>○ 営繕工事写真撮影要領(平成31年版)</li> <li>・ 磁気探査実施要領(令和2年1月)沖縄県土木建築部</li> <li>○ 沖縄県土木建築部における公共建設工事の分別解体・再資源化および再生資源活用に関する実施要領(平成25年12月)沖縄県土木建築部</li> <li>○ 構造計画・施工計画の留意事項(平成25年4月)沖縄県土木建築部</li> </ul>
	2 工事実績情報(1.1.4)	登録する。ただし、工事請負代金額が500万円未満の工事については、登録を要しない。
3 工事の一時中止に関する事項(1.1.9)	工事の一時中止に係る計画の作成 (1) 契約書第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画(以下「基本計画書」という。)を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。 (2) 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。	
4 工事の余裕期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本工事は、余裕期間を設定して実施する工事である。</li> <li>(1) 本工事は余裕期間として【 日間】を設定した工事である。なお、余裕期間の設定にかかる積算上の割増は考慮していない。</li> <li>(2) CORINDS登録については、実工期期間にて技術者の従事期間の登録を行うこと。</li> <li>(3) 余裕期間における現場代理人、主任技術者又は監理技術者の配置は不要とする。</li> <li>(4) 受注者は、契約書第3条に基づき提出する工程表は、余裕期間を記入したものとす。</li> <li>(5) 受注者は、着手関係書類(工程表、請負代金内訳書を除く)について、実工期の始期に提出するものとする。</li> <li>(6) 受注者は、余裕期間内においては資材の搬入、仮設物の設置等工事の着手を行ってはならない。ただし、余裕期間内に施工体制等及び建設資材の確保が図られた場合は、監督職員との協議を行い、速やかに工事着手するとともに、着手関係書類を提出するものとする。</li> <li>(7) 実工期の始期に変更が生じた場合は、全体工期の変更協議を行う。</li> <li>(8) 受注者は、契約書第35条第1項の規定にかかわらず、実工期の始期以降でなければ、発注者に対して前払金の支払いを請求することはできない。</li> </ul>	
5 概成工期(1.2.1)	図示された範囲は【令和 年 月 日】までに完了すること。	
6 品質計画等(1.2.2)	建築基準法に基づく風圧区分等を必要とする場合は次による。 (1) 風速: V0= m/s (平12建告第1454号第2) (2) 地表面粗度区分: (3.5.4) (3.9.3) (5.13.5) (9.3.4)	
⑦ 施工図等	(1) 施工図等の著作権に関わる当該建築物に限る使用权は、発注者に委譲するものとする。 (2) 現場代理人等は、施工に先立ち、各工事間の施工計画を調整、検討するため、各室の平面図、展開図、天井伏図(各1/50程度)及び必要な部位の断面図を作成の上、各工事の必要な内容を記載した総合図を作成する。なお、総合図は監督員に提出し、確認を受ける。 (3) 施工計画書及び施工図等は監督員の指示する時期に提出する。ただし監督員の指示がない場合は、原則として施工計画書は契約後30日以内、施工図等は工事着手前までに提出し、承諾を受ける。	
8 電気保安技術者(1.3.3)	電気工作物の工事を行う場合、その工事期間において電気保安技術者を配置し、保安業務を行うこと。	
⑨ 施工条件(1.3.5)	施工順序等の制約 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 無し</li> <li>○ 有り【・現場説明書による・図示・】</li> </ul> 工事車両の駐車場所 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 図示・現場説明書による</li> <li>○ 図示・現場説明書による</li> </ul> 建設発生土の仮置場 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 図示・現場説明書による</li> </ul> その他の施工条件 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 図示・現場説明書による</li> </ul>	

章	項目	特記事項								
⑩ 施工中の安全確保及び環境保全等(1.3.7)(1.3.11)	11 交通安全管理(1.3.9)	国道6路線及び県道7路線における警備業者が交通誘導管理業務を行う場合は、一級又は二級検定合格警備員を配置すること。(平成27年4月3日 沖縄県公安委員会告示第36号)								
	⑫ 発生材の処理等(1.3.12)	(1) 「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」(平成9年7月31日建設省告示第1536号 最終改正平成13年4月9日 国土交通省告示第487号)による建設機械を使用する。 (2) 本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は原則として「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号最終改正平成22年3月18日付け国総施設第291号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。 一般工用建設機械(「ティ-ゼ」出力7.5~260kW) ア バックホウ イ 車輪式トラクタショベル ウ ブルドーザ エ 発動発電機 オ 空気圧縮機 カ 油圧ユニット(基礎工用機械で独立したものの) キ ローラ類 ク ホイールクレーン 国道6路線及び県道7路線における警備業者が交通誘導管理業務を行う場合は、一級又は二級検定合格警備員を配置すること。(平成27年4月3日 沖縄県公安委員会告示第36号)								
		(1) マニフェストシステムを採用し、適正な収集、運搬及び処分を行う。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>発生材の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発注者に引き渡すもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別管理産業廃棄物の有無及び処理方法</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現場において再利用を図るもの</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> (2) 本工事により発生する建設廃棄物のうち、県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物は、産業廃棄物の処理に係る税(沖縄県産業廃棄物税)が課税されるので、適正に処理すること。 (3) 受注者は、工事着手前に「建設副産物情報交換システム」(COBRIS)により作成した、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を監督員に提出しなければならない。 (4) 受注者は、工事で発生した建設廃棄物について、受け取る材の認定を受けた施設又はゆいぐるみの材の認定を受けていないが、再資源化後にゆいぐるみの材製造業者へ出荷している施設へ搬出すること。ただし、島内に当該施設がない場合はこの限りではない。 (5) 本工事における再資源化に要する費用(運搬費を含む処分費)は、前に掲げる施設のうち、受入条件の合う中から運搬費と処分費(平日受入費用)の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き、再資源化に要する費用の変更は行わない。 (6) アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水及び粉体の取扱基準について ア 舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する濁水及び粉体(以下、廃棄物という。)については、廃棄物吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された廃棄物については、関係機関等と協議の上、適正に処理するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。 「適正に処理」するとは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者(請負業者)が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報(成分性状等)を処理業者に提供することが必要である。なお、工事に際して特別な混入物が無ければ、下記HPに掲載されている「濁水及び粉体の分析結果」を用いても差し支えない。 <a href="http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kankyo/seibi/sangyo/asufaruto.html">http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kankyo/seibi/sangyo/asufaruto.html</a> なお、受注者は、廃棄物の処理に係る産業廃棄物管理票(マニフェスト)について、監督員から請求があった場合は提示しなければならない。 イ 発生する濁水(汚濁)に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水の取扱基準について(通知)」(平成24年3月28日付け土技第1257号)に基づき、適正に処理すること。 ウ 発生する粉体に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する廃棄物の取扱いについて(通知)」(平成25年1月17日付け土技第942号)に基づき、適正に処理すること。		発生材の種類	発注者に引き渡すもの		特別管理産業廃棄物の有無及び処理方法		現場において再利用を図るもの	
	発生材の種類									
発注者に引き渡すもの										
特別管理産業廃棄物の有無及び処理方法										
現場において再利用を図るもの										
工事名称	沖縄県立芸術大学施設 管理棟・一般教育棟 (当蔵キャンパス) : 屋根・外壁等改修工事	工事年度 令和5年度								
工事場所	那覇市首里当蔵町一丁目4番	図面名称 建築改修工事特記仕様書(その1)								
発注機関	沖縄県立芸術大学	図面番号 A-01								
検印	管理建築士	名称	合同会社 日亜設計Studio							
	設計	資格者氏名	奥浜 真佐三							
	製図	登録番号	1級建築士登録 第203467号 事務所登録 第132-3467号							
	図	所在地	沖縄市安慶田三丁目1番33号							



<p>⑬主任技術者・監理技術者</p>	<p>(1) 工事請負代金額が3,500万円以上（建築一式工事の場合7,000万円以上）の工事については、主任技術者又は監理技術者を現場ごとに専任で配置する。なお、専任を要しない期間は、次のとおりとする。 ア 現場施工に着手するまでの期間 【現場施工に着手する日が確定している場合】 請負契約の締結の日の翌日から令和 年 月 日まで の期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任は要しない。 【現場施工に着手する日が確定していない場合】 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、工事施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて定める。 イ 検査終了後の期間 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている契約工期中の期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。 (2) 主任技術者及び監理技術者の雇用関係について ア 建設業法第26条の規定により、工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者は、受注者と入札執行日以前に3ヵ月以上の雇用関係が成立していなければならない。 イ 受注者は、着手届と共に工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者の雇用関係を証明する書類（健康保険被保険者証等の写し）を提出しなければならない。</p>								
<p>⑭工事の保険等</p>	<p>(1) 次の工事関係保険に加入すること。なお、保険の加入期間は、原則として工事着工日から工事完成期日後14日以上とする。 【・火災保険 ・建設工事保険 ・組立保険 ・請負業者賠償責任保険】 (2) 建設労災補償共済又はこれに準ずる共済、保険に加入し、契約後1月以内に加入を証明する書類を発注者に提出する。 (3) 建設業退職金共済制度に加入し、次の項目を遵守すること。 ア 掛金収納書を契約後一ヶ月以内に発注者に提出する。 イ 当該建設現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識を掲示する。 ウ 未加入下請事業者に対する加入を指導する。</p>								
<p>15ゆいくる材について</p>	<p>(1) 本工事で使用するリサイクル資材は、特定建設資材廃棄物を原材料とするゆいくる材に限り、原則「ゆいくる材」とする。それ以外を原材料とするゆいくる材は率先して使用することとする。ただし、ゆいくる材がない離島等での工事の場合は、ゆいくる材以外の再生資材を使用できる。なお、ゆいくる材以外の再生資材を使用する場合も「ゆいくる材品質管理要領」に準じて品質管理を実施すること。また、ゆいくる材の在庫がない等により使用することができない場合は、新材を使用すること。 (2) ゆいくる材の品質管理 ア ゆいくる材の品質管理にあたっては、「標準仕様書」等のほかに「ゆいくる材品質管理要領」に基づいて行うこと。 イ 受注者は、工事請負代金額が500万円以上でゆいくる材を使用する場合、着手後に一般財団法人沖縄県建設技術センターあてに「ゆいくる材品質管理依頼」を行い、必要書類の交付を受けなければならない。 ウ 受注者は、路盤材のサンプル送付試験のサンプル採取及び現場への資材初回搬入時と敷き均し転圧完了後の現場簡易試験を監督員の立会の下、実施しなければならない。 エ 受注者は、路盤材の現場簡易試験が終了した場合、速やかに監督員に試験結果を報告しなければならない。</p>								
<p>16施工数量調査(1.5.2)</p>	<p>施工に先立ち実施する施工数量調査の範囲及び調査方法調査の範囲【 ・ 施工範囲と同一 ・ 】</p>								
<p>⑰技能士(1.6.2)</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用工事種別</th> <th>技能検定作業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設工事</td> <td>○ とび(とび作業)</td> </tr> <tr> <td>防水改修工事</td> <td>○ ウレタンゴム系塗膜防水工事業業 ・ ポリマーセメント系塗膜防水工事業業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○ シーリング防水工事業業</td> </tr> </tbody> </table>	適用工事種別	技能検定作業	仮設工事	○ とび(とび作業)	防水改修工事	○ ウレタンゴム系塗膜防水工事業業 ・ ポリマーセメント系塗膜防水工事業業		○ シーリング防水工事業業
適用工事種別	技能検定作業								
仮設工事	○ とび(とび作業)								
防水改修工事	○ ウレタンゴム系塗膜防水工事業業 ・ ポリマーセメント系塗膜防水工事業業								
	○ シーリング防水工事業業								
<p>18化学物質の濃度測定(1.6.9)</p>	<p>(1) 測定方法の基準、測定方法、測定対象室及び測定箇所数 ・「官庁営繕部におけるホルムアルデヒド等の室内空気中の化学物質の抑制に関する措置について」（国営整第4号 平成24年4月5日） ・「学校における室内空気汚染対策について」（15ス学健第11号 平成15年7月4日） 測定対象室 測定箇所数 備考</p> <p>(2) 測定対象化学物質が濃度指針値を超えた濃度で検出された場合は、引渡は受けない。</p>								

<p>⑱完成時の提出図書 (1.8.1) (1.8.2)</p>	<p>※完成図 ※保全に関する資料 (1) 本工事は電子納品対象工事とする。 電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、各種電子納品要領・基準等（以下、「要領」）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。 なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途監督員と協議するものとする。 (2) 工事完成図書は、「要領」に基づいた電子データとなっているか（一財）沖縄県建設技術センターにて確認を受け、「電子納品確認登録証」の発行を受けること。 業務成果品（工事完成図書）は、電子媒体（CD-R等）で（正）1部提出すること。 「要領」で特に記載が無い項目については、監督員と協議の上、電子化のファイルフォーマットを決定すること。 なお、「紙」による提出物は、監督員と協議の上決定すること。 (3) 受注者は、完成通知書の添付書類として以下の書類及び電子データを監督員に提出しなければならない。 ア ゆいくる材利用状況報告書 イ ゆいくる材出荷量証明書 (4) 受注者は、監督員より「長期保全計画書」の作成の指示があった場合、これを作成し監督員に提出しなければならない。なお、この計画書の内容等は監督員との協議により決定する。</p>				
<p>⑳設計図CADデータの貸与</p>	<p>本工事で発注者から受注者に対し設計図CADデータを貸与する。なお、貸与されたCADデータを本工事における施工図又は完成図の作成のため以外に使用してはならない。</p>				
<p>21情報共有システム</p>	<p>(1) 現場事務所等に、情報共有システムが使用可能な以下に示す程度のインターネット環境を整えること。なお、現場条件等により当該整備が不可能な場合は、監督員と協議すること。 【インターネット環境】：ブロードバンド回線 【パソコンOS】：Microsoft Windows 7/8.1/10 【推奨ブラウザ】：Internet Explorer 11 (2) 情報共有システムとは、工事期間中において受発注者間でインターネットを介して協議簿、図面等の各種データのやり取りを行い、情報共有サーバーを用いてそれらのデータを共有・交換するものである。 (3) 沖縄県GALSシステムの使用許諾料を支払ったときは、速やかに監督員に支払いの事実を報告し、確認を受けること。（支払いの事実を証明する書類（銀行振り込みの写し等）を提出）</p>				
<p>①工事用水 ②工事用電力 ③環境対策について ④足場その他(2.2.1)(表2.2.1)</p>	<p>構内既存の施設： 【 ・ 利用不可 ○ 利用できる（○ 有償 ・ 無償）】 構内既存の施設： 【 ○ 利用不可 ・ 利用できる（ ・ 有償 ・ 無償）】 (1) 受注者は、本工事の施工にあたり、「沖縄県赤土等流出防止条例」、「水質汚濁防止法」及びその他環境保全に関する法令等を遵守し、その対策については工事着手前に現場状況の調査、検討を十分に行い、監督員の確認を得た上で施工すること。 (2) 赤土等流出防止対策を行う場合、その対策範囲は図示による。 (1) 内部足場【 ・ 脚立、足場板等 ・ 】 (2) 外部足場【○ 枠組足場 ・ くさび緊結足場 ○ 単管本足場 ・ 仮設ゴンドラ ・ 移動式足場 ・ 】 (3) 防護シート【 ○ 設置する ・ 設置しない】 (4) 材料等の運搬方法： ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 ・ E種 ・ 「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。</p>				
<p>5既存部分の養生(2.3.1)</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>備品等</th> <th>養生方法、保管場所等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	備品等	養生方法、保管場所等		
備品等	養生方法、保管場所等				
<p>6仮設間仕切り(2.3.2)</p>	<p>(1) 仮設間仕切り 設置箇所 種別 片面への塗装等の仕上げ 備考(厚さ等) ・ 有り ・ なし ・ 有り ・ なし</p> <p>(2) 仮設扉 設置箇所 種別 備考(厚さ等)</p>				

<p>7 監督員事務所</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>規模 (㎡)</th> <th>仕上</th> <th>床</th> <th>内壁・天井</th> <th>屋根</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備品の種類及び数量</p>	規模 (㎡)	仕上	床	内壁・天井	屋根					
規模 (㎡)	仕上	床	内壁・天井	屋根							
<p>③防水改修工事</p>	<p>(1) 防水改修工法の種類等 工法の種類・種別 X-2工法 施工箇所 屋上 材料の種類及び厚さ ウレタン系塗膜防水 備考</p> <p>(2) シーリング改修工法の種類等 工法の種類 ウレタン系 施工箇所 屋上 試験等</p> <p>(3) 既存下地の補修箇所の形状、長さ等は、図示による。 (A- ) (4) 改修用ドレンを設ける場合：【 】 (5) 防水層の種類：【 】 (6) その他の材料等 ・ 固定金具：（材質 ）（寸法 ） ・ 絶縁用シート：（材料 ） ・ 断熱材：（材質 ）（厚さ ） ・ 立上り部保護：（材料 ）（工法等 ） ・ 脱気装置：（種類 ）（設置数 ） ・ 仕上げ塗料：（種類 ）（使用量 ） ・ 平場の保護コンクリート、保護モルタル：（厚さ等 ）</p>										
<p>2 とい(3.8.2)(3.8.3)(表3.8.1)</p>	<p>(1) といの材料等 材種 規格名称 材質 備考</p> <p>(2) たてどい受金物の取付けは、図示による。</p>										
<p>3 アルミニウム製笠木(3.9.2)(表3.9.1)(3.9.3)</p>	<p>(1) 構成部材による種類： (2) アルミニウム製笠木本体の材料の表面処理の種別及び複合皮膜の種類は次による。 種別：【 ・ A-1 ・ B-1】 種別をB-1とした場合の複合皮膜の種類：【 ・ A1 ・ A2】 (JIS H 8602) (3) 既存笠木撤去後の新規アルミニウム製笠木の地下補修の工法：押出し形 (4) 固定金具の間隔及び固定方法は、図示による。</p>										
<p>④保証</p>	<p>(1) 元請業者、施工業者、製造所の三者連署による保証書を監督員に提出する。 (2) 保証期間は、工事引渡し後【 】年間とする。ただし、アスファルト防水は【 】年間とする。</p>										
<p>⑤その他</p>	<p>既設資材の処理及び処分方法：</p>										
<p>④外壁改修工事</p>	<p>(1) 外壁改修工法の種類等(4.1.4)(4.2.2) 改修の内容 改修工法の種類 使用する材料 特記事項 ひび割れ部改修 欠損部改修 ・ 自動低圧式エポキシ樹脂注入工法におけるエポキシ樹脂の注入量：注入口1箇所当たり【 】m2 ・ 手動式エポキシ樹脂注入工法における注入口間隔：【 】mm ・ 機械式エポキシ樹脂注入工法における注入口間隔：【 】mm</p> <p>(2) モルタル塗り仕上げ外壁(4.4.2)～(4.4.15) 改修の内容 改修工法の種類 使用する材料 特記事項 ひび割れ部改修 欠損部改修 浮き部改修</p> <p>(3) タイル張り仕上げ外壁 改修の内容 改修工法の種類 使用する材料 特記事項 ひび割れ部改修 欠損部改修 浮き部改修 目地改修工法</p> <p>(4) タイルの種類 施工箇所 形状・寸法 うわぐすり 吸水率 役物 色 備考 ・ タイルの試験張り：【 ・ 行う ・ 行わない】 ・ タイルの見本焼き：【 ・ 行う ・ 行わない】 ・ 外装タイル張り下地等の下地モルタルの接着性試験：【 】</p> <p>(5) タイル張り工法 タイルの種類 大きさ 工法 張付け材料の種類、塗厚等</p>										

<p>2 外壁改修塗り仕上げの種類(4.1.5)</p> <p>3 その他</p>	<p>(6) 塗り仕上げ外壁(4.6.2)～(4.6.7) 仕上塗材の種類 種類(呼び名) 仕上げの形状 工法 下地処理の方法等</p> <p>改修後の新規仕上げの種類：  既設資材の処理及び処分方法：</p>
<p>5 建具改修工事</p> <p>1 改修工法(5.1.3)</p> <p>2 防火戸等(5.1.4)(5.1.7)</p> <p>3 見本の製作等(5.1.5)</p> <p>4 アルミニウム製建具(5.2.2)(表5.2.2)</p>	<p>【 ・ かぶせ工法 ・ 撤去工法 】 ・ 新規に建具を設置する場合における開口の開け方及び補修方法：【 】</p> <p>(1) 防火戸の指定及び機構等は、図示による。 (2) 防犯建物部品の適用は、図示による。</p> <p>(1) 建具見本の製作：【 ・ 行う ・ 行わない】 (2) 特殊な建具の仮組：【 ・ 実施する ・ 実施しない】</p> <p>(1) 建具の性能等 種別 耐風圧性 気密性 水密性 検見込み寸法 施工箇所</p> <p>(2) 特殊なドアセット等の適用及び等級 ドアセット等の種類 施工箇所 等級 備考 ・ 防音ドアセット ・ 断熱ドアセット ・ 耐震ドアセット</p> <p>(3) 外部に面する建具の表面処理の種別及び複合皮膜の種類種別：B-1 複合皮膜の種類：【 ・ A1 ・ A2】 (JIS H 8602) (4) 結露水の処理方法： (5) 水切り及びびせん板等の加工及び組立は、図示による。</p>
<p>5 樹脂製建具(5.3.2)(表5.3.1)(表5.3.2)(表5.3.3)(5.3.4)(5.3.5)</p>	<p>(1) 外部に面する樹脂製建具の性能等級等 種別 耐風圧性 気密性 水密性 検見込み寸法 施工箇所</p> <p>(2) 特殊なドアセット等の適用及び等級 ドアセット等の種類 施工箇所 等級 備考 ・ 防音ドアセット ・ 断熱ドアセット ・ 耐震ドアセット</p> <p>(3) 表面色： (4) 水切り及びびせん板等の加工及び組立は、図示による。</p>
<p>6 鋼製建具(5.4.2)(表5.2.1)(表5.4.1)</p>	<p>(1) 建具の性能等 施工箇所 気密性 水密性 耐風圧性 備考(材料等)</p> <p>(2) 特殊なドアセット等の適用及び等級 ドアセット等の種類 施工箇所 等級 備考 ・ 簡易気密型ドアセット</p> <p>(3) 鋼板の種類：【 ・ JIS G 3302 ・ JIS G 3317】</p>
<p>7 鋼製軽量建具(5.5.2)(5.5.3)</p>	<p>(1) 建具の性能等 種別 耐風圧性 気密性 水密性 検見込み寸法 施工箇所</p> <p>(2) 特殊なドアセット等の適用及び等級 ドアセット等の種類 施工箇所 等級 備考 ・ 簡易気密型ドアセット</p> <p>(3) ビニル被覆鋼板：【 ・ 使用する ・ 使用しない】 カラー鋼板の適用：【 ・ 使用する ・ 使用しない】</p>
<p>8 ステンレス製建具(5.6.2)(表5.2.1)(表5.4.1)</p>	<p>(1) 建具の性能等 施工箇所 気密性 水密性 耐風圧性 備考(材料等)</p> <p>表面仕上げ： 【※HL ・ パイプレーション ・ 鏡面 ・ 】</p>
<p>9 建具用金物(5.7.2)(5.7.3)(表5.7.1)</p>	<p>(1) 建具用金物の材質、形状及び寸法 形式 金物の種類 見え掛り部の材質 備考</p> <p>(2) 建具用金物の取付け位置等は、図示による。</p>
<p>10 鍵(5.7.4)</p>	<p>(1) マスターキー：【 ・ 製作する ・ 製作しない】 (2) 関連工事がある場合は、受注者間で協議し1つの鍵箱にまとめて納品する。</p>

工事名称	沖縄県立芸術大学施設 管理棟・一般教育棟(当歳キャンパス)：屋根・外壁等改修工事	工事年度	令和5年度
工事場所	那覇市首里当蔵町一丁目4番	図面名称	建築改修工事特記仕様書(その2)
発注機関	沖縄県立芸術大学	縮尺	
	管理建築士 設 計 製 図	図面番号	A-02
検 印	名 称	合同会社 日亜設計Studio	
	資格者氏名	奥浜 真佐三	
	登録番号	1級建築士登録 第203467号 事務所登録 第132-3467号	
	所在地	沖縄市安慶田三丁目1番33号	



5 建具改修工事(続き)

11 自動ドア開閉装置 (5. 8. 3) (表5. 8. 4)

(1) 戸の開閉方法：【 ・引戸 ・開き戸 ・折戸】  
(2) センサーの種類：

12 シャッター (5. 10. 2) (5. 11. 2) (5. 11. 4)

(1) シャッターの種類：【 ・重量 ( ) ・軽量】  
(2) 耐風圧強度：  
(3) 重量シャッターの場合のシャッターケース：【 ・設ける ・設けない】  
(4) スラットの形状：【 ・インターロッキング形 ・オーバーラッピング型】

13 オーバーヘッドドア (5. 12. 2)

(1) 耐風圧性能の区分：  
(2) 開閉機能：【※バランス式 ・チェーン式 ・電動式】  
(3) 収納形式による区分：

14 ガラス (5. 13. 2) (5. 13. 4) (5. 13. 5)

(1) ガラスの種類及び厚さ等

ガラスの種類	厚さ等	備考
--------	-----	----

(2) ガラス留め材

建具の種類	材種
-------	----

(3) 熱線反射ガラスの映像調整：  
(4) ガラスブロックの材料及び工法

表面形状	呼び寸法	厚さ	壁用金属枠	補強材	色	金属製化粧カバー
------	------	----	-------	-----	---	----------

(5) ガラスブロック積みに用いる化粧目地モルタルの色：

15 その他

既設資材の処理及び処分方法：

6 内装改修工事

1 既存床の撤去等

既存床仕上材	工法	備考
--------	----	----

2 木下地等 (6. 5. 1) (6. 5. 2) (表6. 5. 1) (表6. 5. 2) (表6. 5. 3)

(1) 見え掛り面の表面仕上げの程度

施工箇所	種類
	・A種 ・B種 ・C種 ・H種 ・A種 ・B種 ・C種 ・H種

(2) 木材(下地材)の含水率：※A種 ・B種  
木材(造作材)の含水率：※A種 ・B種

(3) 製材  
【 ・「製材の日本農林規格」による  
・「製材の日本農林規格」以外による】  
【 ・下地用針葉樹製材 ・造作用針葉樹製材  
・広葉樹製材 】

施工箇所	樹種	寸法	等級又は品質	含水率	防虫処理	難燃処理
------	----	----	--------	-----	------	------

(4) 造作用集成材  
【 ・「集成材の日本農林規格」による  
・「集成材の日本農林規格」以外による】  
【 ・造作用集成材 ・化粧ばり造作用集成材  
・化粧ばり構造用集成材 ・ 】

施工箇所	樹種	寸法	等級又は品質	含水率	化粧薄板の厚さ
------	----	----	--------	-----	---------

(5) 造作用単板積層材  
【 ・「単板積層材の日本農林規格」による  
・「単板積層材の日本農林規格」以外による】

施工箇所	厚さ	表面の品質	含水率	防虫処理
------	----	-------	-----	------

(6) 床張り用合板等 【 ・普通合板 ・構造用合板】

施工箇所	樹種	厚さ品質、等級等	接着の程度	防虫・強度等
------	----	----------	-------	--------

(7) パーティクルボード

施工箇所	厚さ	表裏面の状態	曲げ強さ	接着剤	難燃性
------	----	--------	------	-----	-----

(8) 構造用パネル

施工箇所	厚さ	等級
------	----	----

3 土壌の防蟻処理

(1) 施工箇所：「防除施工標準仕様書」(公益社団法人日本しろあり対策協会発行) I 新築建築物しろあり予防処理標準仕様書 4 処理の箇所 に準ずることとし、建築物の外周処理を含む。  
(2) 処理薬剤：(公社)日本しろあり対策協会又は(公社)日本木材保存協会の認定品とする。  
(3) 処理方法：「防除施工標準仕様書」 I 新築建築物しろあり予防処理標準仕様書 3 処理の方法 に準ずる。また、土間コンクリートを打設する部分には、薬剤処理後、厚さ0.15mmポリエチレンフィルム敷きを行う。

4 防蟻・防蟻・防虫処理 (6. 5. 5)

木材処理(防蟻・防虫)  
(1) 施工箇所：合板、集成材等を除く全ての木材  
(2) 処理方法：工場における加圧式とし、十分に乾燥を行う。ただし、現場における加工が生じた場合には、加工した箇所に対し、現場にて木材保存剤を塗布する。  
(3) 性能区分：性能区分は次による。ただし、監督員の指示を受けた部材については、その指示に従うものとする。ア 造作材にラワン材等広葉樹を使用する場合は、JASの保存処理K1+保存処理K3とする。イ 構造材、下地材については、JASの保存処理K3とする。

5 防蟻処理、防虫処理の施工及び保証

(1) 公益社団法人日本しろあり対策協会の認定した「しろあり防除施工士」とする。ただし、工場における処理及び監督員の承諾を受けた場合はこの限りではない。  
(2) 元請業者と施工業者の連署による保証書を監督員に提出する。なお、期間は、処理施工後5年とする。

6 軽量鉄骨天井下地

(1) 屋外の軽量鉄骨天井下地

野縁受、吊りボルト及びインサートの間隔	野縁の間隔	備考
---------------------	-------	----

(2) 既存の埋込みインサート：【 ・使用する ・使用しない】  
(3) あと施工アンカーの引抜き試験：【 ・行う(荷重 N程度) ・行わない】  
(4) 各補強の方法は、図示による。

7 ビニル床シート等 (6. 8. 2) (6. 8. 3)

(1) ビニル床シートの材料及び工法

施工箇所	種類の記号	色柄	厚さ	熱溶接工法の適用
				・有り ・無し ・有り ・無し

(2) ビニル床タイル、ゴム床タイル

施工箇所	種類(・形状)	厚さ等
------	---------	-----

(3) 特殊機能床材の適用：  
【 ・帯電防止シート又は床タイル  
・視覚障害者用床タイル ・耐動荷重性床シート  
・防滑性床シート又は床タイル】

施工箇所	種類(・形状)	厚さ等
------	---------	-----

8 カーペット敷き (6. 9. 3) (6. 9. 4) (表6. 9. 1) (表6. 9. 2)

施工箇所	カーペットの種類・種別	厚さ	パイル形状等	工法
				・ケリガハ ・全面接着 ・ケリガハ ・全面接着

(1) 帯電性の適用 【 ・有り ・無し】  
(2) 見切り、押さえ金物の材質、種類及び形状は図示による。

9 合成樹脂塗床 (6. 10. 3)

エポキシ樹脂系塗床の仕上げの種類：

施工箇所	工法	品名	備考(樹種、種別等)
------	----	----	------------

10 フローリング張り

11 フローリングボードの特殊張り

体育館、武道場等の床の強度、弾力性を特に要求される広い床は、日本体育床下地工業会編「体育館床工事標準施工要領書」による。

12 畳敷き (6. 12. 2)

(1) 畳の種別【 ・A種 ・B種 ・C種 ・D種(種別： )】  
(2) 畳表に使用する材料は沖縄県産とする。

13 せっこうボード、その他ボード及び合板張り (6. 13. 2) (6. 13. 3) (表6. 13. 5)

(1) せっこうボード

規格名称	種類の記号	厚さ	施工箇所	目地工法の種類
------	-------	----	------	---------

(2) 合板の種類

合板の名称	施工箇所	その他の仕様
		※図示(Aー )による。

※合板の木材処理(防虫・防蟻)については、本特記仕様書第12章第3項及び第4項を適用する。  
(3) 軽量鉄骨壁下地ボード遮音壁に用いる遮音シール材：【 ・ 】

14 壁紙張り (6. 14. 2)

15 モルタル塗り (6. 15. 3) (6. 15. 6)

(1) 既製目地材の適用及び形状：  
(2) 床の目地の設置及び工法：

16 タイル張り (6. 16. 2) (6. 16. 3) (6. 16. 5) (表6. 16. 4)

(1) 伸縮目地材の位置は、図示による。  
(2) タイルの種類

施工箇所	形状・寸法	うわぐすり	吸水率	役物	色	備考
------	-------	-------	-----	----	---	----

(3) タイルの試験張り：【 ・行う ・行わない】  
(4) タイルの見本焼き：【 ・行う ・行わない】  
(5) 壁タイル張りの工法等

タイルの種類	大きさ	工法	張付け材料の種類、塗厚等
--------	-----	----	--------------

17 セルフレベリング材塗り (6. 17. 2) (6. 17. 3) (表6. 17. 1)

(1) セルフレベリング材の種類：  
【 ・せっこう系 ・セメント系】  
(2) セルフレベリング材の塗厚：

18 その他

既設資材の処理及び処分方法：

7 塗装改修工事

1 塗装の種類及び種別 (7. 1. 4) (7. 2. 2) ~ (7. 14. 2)

塗装面	下地調整工程の種類	塗料の名称・種類	塗装工程の種類	施工箇所
-----	-----------	----------	---------	------

2 保証

(1) 元請業者、施工業者、製造所の三者連署による保証書を監督員に提出する。  
(2) 保証期間は、工事完成後【 】年間とする。

3 その他

既設資材の処理及び処分方法：

8 耐震改修工事

1 既存部分の撤去等

(1) 既存構造体の撤去範囲及びはつりだした鉄筋及び鉄骨のの処置は、図示による。(8. 21. 2) (8. 22. 2) (8. 23. 2) (8. 25. 2) (8. 24. 4) (8. 26. 5) (8. 27. 2)  
(2) 既存部分の目荒らしの程度：  
(8. 21. 3) (8. 22. 3) (8. 23. 3)  
(3) 既存部の取り合い部分の割裂補強筋の仕様：  
(8. 21. 6) (8. 22. 7) (8. 26. 10) (8. 27. 6)

2 材料及び品質 (8. 2. 1) (8. 3. 4) (8. 4. 2) (表8. 3. 4)

(1) 鉄筋

ア 鉄筋の種類等

種類の記号	呼び名(mm)	備考
-------	---------	----

イ 鉄筋の継手

施工部位	継手の種類	備考(重ね継手の長さ等)
------	-------	--------------

ウ 鉄筋の定着長さ  
【 ※図示による。 ・ 】

施工箇所	配筋の方法	その他特記すべき事項
		【 ・(参一)による。 ・図示】

オ 柱、梁の主筋の継手を同一箇所にはける場合は、応力集中やコンクリートの充填性等について十分検討し、監督員の承諾を受けて施工すること。  
カ 機械式継手、溶接継手の場合のあきの寸法：  
キ 圧接部の超音波探傷試験：【 ・行う ・行わない】  
ク 機械式継手の種類： ・図示

(2) 溶接金網

網目の形状	寸法	鉄線の経	備考
-------	----	------	----

(3) あと施工アンカー

ア あと施工アンカーの材料

種類	引張耐力	せん断耐力	径・埋込み深さ	アンカー及び接合筋	確認強度
金属系					
接着系					

イ アンカー筋の新設壁内への定着長さ：【 】  
ウ あと施工アンカーの性能確認試験：  
【 ・実施する ・実施しない】  
エ 埋込み配管等の探査の範囲及び方法は、図示による。  
(4) コンクリート

ア コンクリートの種類等

気乾単位容積質量による種類	類別等	設計基準強度(Fc)	施工部位
・普通コンクリート	※I類		
・軽量コンクリート	・II類		
・普通コンクリート	※I類		
・軽量コンクリート	・II類		
・普通コンクリート	※I類		
・軽量コンクリート	・II類		

イ 材齢28日圧縮強度の推定に用いる供試体は現場における「水中養生」とする。  
ウ セメントの種類：  
【 ※普通ポルトランドセメント ・フライアッシュセメントB種 ・エフライアッシュセメントB種の適用箇所：【 ・図示 ・ 】】  
オ 骨材のアルカリシリカ反応性による区分：※A ・B

(8. 1. 4) (表8. 1. 4) (8. 7. 8)

カ コンクリート打放し仕上げの種類等

仕上げの種類	打増し厚さ	施工部位	備考
--------	-------	------	----

キ 軽量コンクリート

施工部位	種類	気乾単位容積質量
	・1種 ・2種	

ク 水又は土に接する軽量コンクリートの使用  
・有り【使用箇所： ・図示 ・ 】  
ケ コンクリートの打込み工法：  
【 ・流込み工法 ・圧入工法】

(5) 鋼材

ア 鋼材の種類等

記号の種類	適用箇所	備考
		形状及び寸法は、図示による。

(8. 17. 4)  
(8. 18. 2) (8. 18. 3)

イ 錆止め塗料の種類：【 ・A種 ・B種】  
ウ 耐火被覆の種類及び性能

種類	所要性能及び概要箇所
----	------------

(8. 2. 14)

エ 板厚方向に引張力を受ける鋼板の試験：  
高力ボルト

(6) ア 高力ボルトの種類等

種類	径	縁端距離	間隔	ゲージ	備考
----	---	------	----	-----	----

(8. 2. 9) (8. 13. 2)

すべり係数試験：【 ・実施する ・実施しない】  
試験の方法、試験片の摩擦面の処理：【 ・図示 ・ 】

(7) 溶接

ア 技能資格者の技能付加試験：【 ・行う ・行わない】  
イ 開先の形状等

開先の形状	エンドタブの有・無及び適用箇所	スカラップの形状	溶接部の試験
-------	-----------------	----------	--------

(8. 17. 4)  
(8. 15. 4) (8. 15. 7)

ウ 錆止め塗料の種類：【 ・A種 ・B種】  
エ 耐火被覆の種類及び性能

種類	所要性能及び概要箇所
----	------------

(8. 20. 5)

オ 溶融亜鉛めっき高力ボルトを使用する場合の摩擦面の処理：  
【 ・プラスト処理  
・プラスト以外の特別な処理方法及びすべり耐力等の確認方法： 】

(8) モルタル及びグラウト材  
ア モルタルの圧縮強度及びフロー値：  
(8. 2. 6)  
(8. 2. 13)

(9) 連続繊維補強材

材料	工法	引張り強度	ヤング係数	備考
----	----	-------	-------	----

ア 強度試験の実施：  
【 ・引張強度試験 ・付着強度試験(試験数量： )】

3 現場打ち鉄筋コンクリート壁の増設工事 (8. 21. 8) (8. 21. 10) (8. 3. 7)

(1) コンクリートの打込み及び仕上げ

打込み工法の種類	増設工事後の仕上げ	備考
----------	-----------	----

(2) 壁の配筋及び開口部の補強は、図示による。

4 鉄骨ブレース設置工事 (8. 13. 10) (8. 22. 9)

(1) 仮組：【 ・実施する ・実施しない】  
(2) ブレース設置後の仕上げは、図示による。

5 柱補強工事 (8. 23. 5) (8. 23. 6) (8. 23. 7) (8. 24. 7)

工法	補強後の仕上げ	その他(打込み工法、面取りの大きさ等)
----	---------	---------------------

6 耐震スリット新設工事 (8. 25. 2)

スリット幅	深さ	耐火材	遮音材
		使用箇所	仕様
		使用箇所	仕様

7 免震・制震改修工事 (8. 26. 7) (8. 26. 10) (8. 26. 13) (8. 27. 4)

(1) 支承材又は減衰材

材質	諸元	防錆処置	寸法許容差	設置後の仕上げ
----	----	------	-------	---------

(2) 性能確認試験の項目及び数量：【 】

工事名称	沖縄県立芸術大学施設 管理棟・一般教育棟(当蔵キャンパス)：屋根・外壁等改修工事	工事年度	令和5年度
工事場所	那覇市首里当蔵町一丁目4番	図面名称	建築改修工事特記仕様書(その3)
発注機関	沖縄県立芸術大学	図面番号	A-03
検印	管理建築士	設計	製
		製	図
		図	
設計者	名称	合同会社 日亜設計Studio	
	資格者氏名	奥浜 真佐三	
	登録番号	1級建築士登録 第203467号 事務所登録 第132-3467号	
所在地	沖縄市安慶田三丁目11番33号		

8 耐震改修工事(続き)	(8.27.6)(8.27.8)(8.26.7)(8.27.4)	(3) 製品検査			
		項目	内容	判定基準	検査頻度等
	(8.26.16)(8.27.9)(8.26.15)	(4) 支承材の耐火被覆の適用： 【 ・ 有り (仕様： ) ・ なし】			
		(5) 検査の項目及び数量：【			
		(6) エキスパンションジョイントの仕様及び工法は、図示による。			
8 既存杭の撤去等	(8.28.2)	(1) 撤去範囲及び撤去方法：図示による。			
9 その他		既設資材の処理及び処分方法：			

10 その他

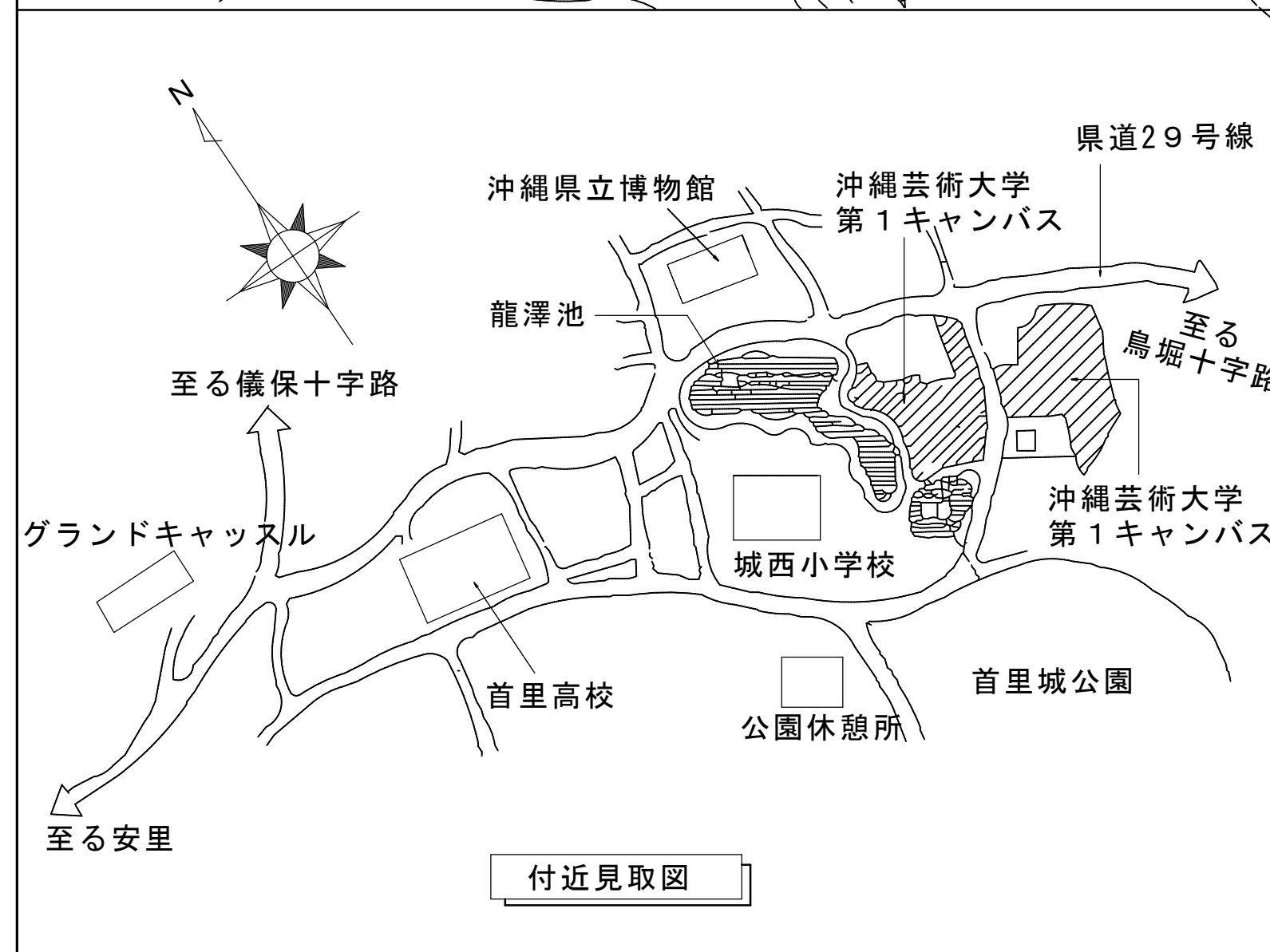
① 県産瓦葺

- ① 瓦は沖縄県産の赤瓦とする。  
 ② 沖縄県技能評価認定制度に基づく琉球赤瓦施工技能評価試験の瓦葺き作業及び漆喰塗り作業に合格した者を、適用する作業中において次の条件で配置し自ら施工すると共に、他の技能者に対して施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。  
 【 ・ 1名以上配置  
 ・ 施工面積 m2につき、 級技能評価試験に合格した者を1名配置】

9 環境配慮工事	1 石綿含有建材の除去工事	(9.1.1)	(1) 石綿含有建材除去後の仕上げ工事： (2) 調査範囲： 図示による。 既存の石綿含有建材の調査報告書の貸与： ・ 有り ・ 無し (3) 石綿粉じん濃度の測定時期、測定場所及び測定点数		
2 石綿含有吹付け材の除去	(9.1.3)	(1) 除去工法： (2) 飛散防止措置： ・ 湿潤化 ・ 固形化 (3) 処分方法：			
3 石綿含有保温材等の除去	(9.1.4)	(1) 除去工法： (2) 飛散防止措置： ・ 湿潤化 ・ 固形化 (3) 処分方法：			
4 石綿含有成形板の除去	(9.1.5)	(1) 処分方法：			
5 断熱アスファルト防水改修工事	(9.2.3)	改修工法の種類及び工程			
6 外断熱改修工事	(9.3.2)	断熱材の種類、厚さ、外装材の種類、防火性能			
	(9.3.3)(9.3.4)	既存外壁仕上材撤去、下地面清掃、下地欠損部改修方法、通気層の有無・厚さ			
7 ガラス改修工事	(9.4.2)	材料板ガラスの種類、厚さ、複層ガラスの厚さ			
8 断熱・防露改修工事		工法、断熱材の種類、厚さ			
9 屋上緑化改修工事	(9.6.2)(9.6.3)	芝等の種類、見切り材等、かん水装置、既存保護層等の撤去 ※ 樹木の固定方法については、施工計画書に明記し、監督職員と協議すること。			
10 透水性アスファルト舗装改修工事	(9.7.3)	(1) 既存舗装の撤去： (2) 路床 (3) ジオテキスタイルの適用及び品質： (4) 路盤、舗装 (5) 構成及び厚さ：【 ・ 図示による (A- ) ・ 】			

工事名称	沖縄県立芸術大学施設 管理棟・一般教育棟 (当歳キャンパス)：屋根・外壁等改修工事	工事年度	令和 5 年度
工事場所	那覇市首里当蔵町一丁目4番	図面名称	建築改修工事特記仕様書 (その4)
発注機関	沖縄県立芸術大学	図面番号	A-O-4
検 印	管理建築士	設 計	製 図
	名 称	合同会社 日亜設計studio	
	資格者氏名	奥浜 真佐三	
	登録番号	1級建築士登録 第203467号 事務所登録 第132-3467号	
所在地	沖縄市安慶田三丁目11番33号		





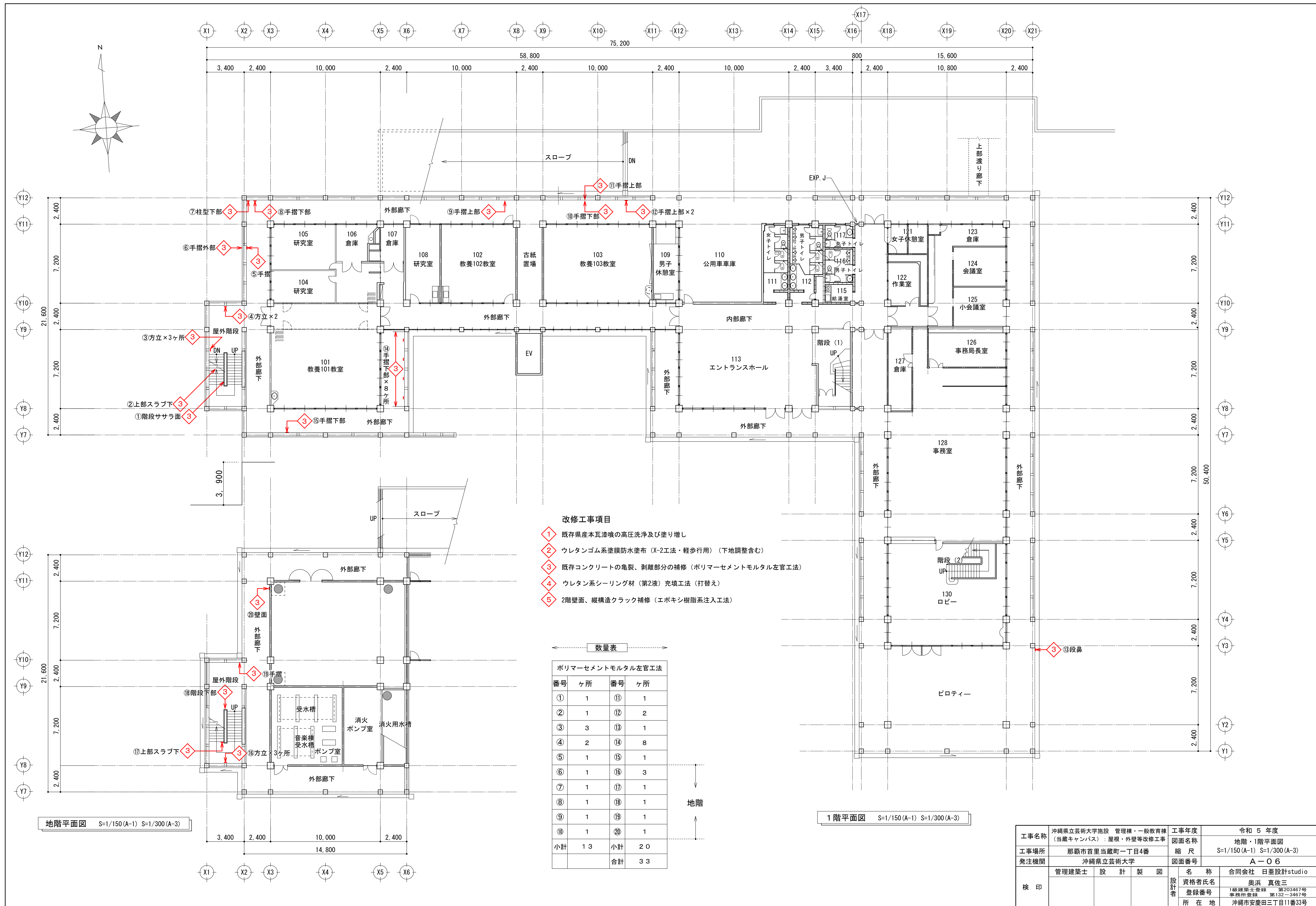
凡例

- 本工事対象建築物を示す
- ▨ 工事対象外建築物を示す

配置図 S=1/500(A-1) S=1/1000(A-3)

工事名称	沖縄県立芸術大学施設 管理棟・一般教育棟 (当歳キャンパス)：屋根・外壁等改修工事	工事年度	令和5年度
工事場所	那覇市首里当蔵町一丁目4番	図面名称	案内図・配置図
発注機関	沖縄県立芸術大学	縮尺	S=1/500(A-1) S=1/1000(A-3)
検印	管理建築士 設計製図	図面番号	A-05
		名称	合同会社 日亜設計studio
		資格者氏名	奥浜 真佐三
		登録番号	1級建築士登録 第203467号 事務所登録 第132-3467号
		所在地	沖縄市安慶田三丁目11番33号





- 改修工事項目**
- ① 既存県産本瓦漆喰の高圧洗浄及び塗り増し
  - ② ウレタンゴム系塗膜防水塗布 (X-2工法・軽歩行用) (下地調整含む)
  - ③ 既存コンクリートの亀裂、剥離部分の補修 (ポリマーセメントモルタル左官工法)
  - ④ ウレタン系シーリング材 (第2液) 充填工法 (打替え)
  - ⑤ 2階壁面、縦構造クラック補修 (エポキシ樹脂系注入工法)

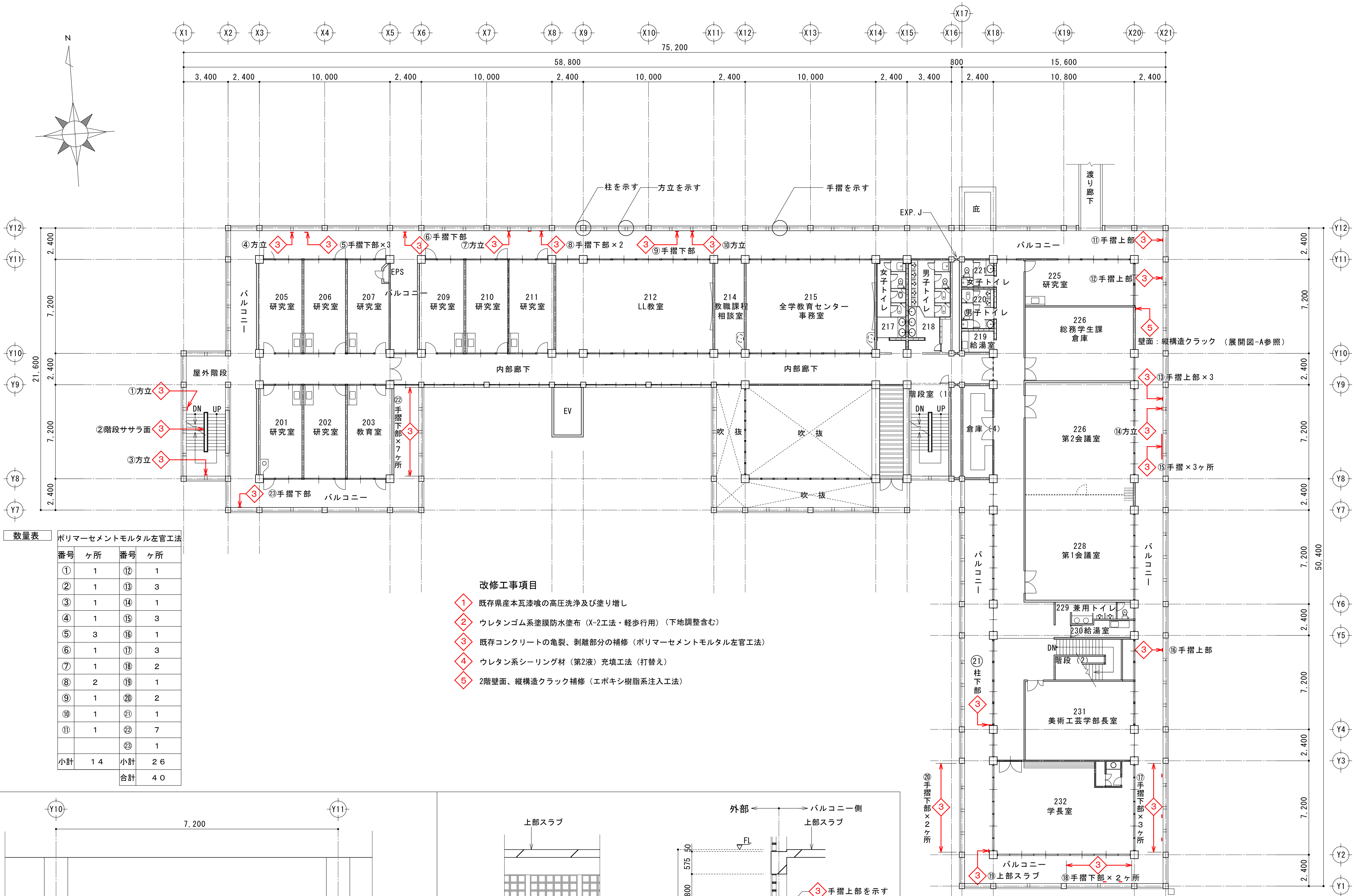
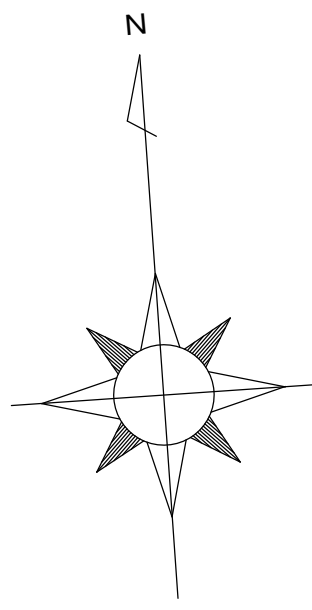
数量表

ポリマーセメントモルタル左官工法			
番号	ヶ所	番号	ヶ所
①	1	⑪	1
②	1	⑫	2
③	3	⑬	1
④	2	⑭	8
⑤	1	⑮	1
⑥	1	⑯	3
⑦	1	⑰	1
⑧	1	⑱	1
⑨	1	⑲	1
⑩	1	⑳	1
小計	13	小計	20
		合計	33

地階平面図 S=1/150(A-1) S=1/300(A-3)

1階平面図 S=1/150(A-1) S=1/300(A-3)

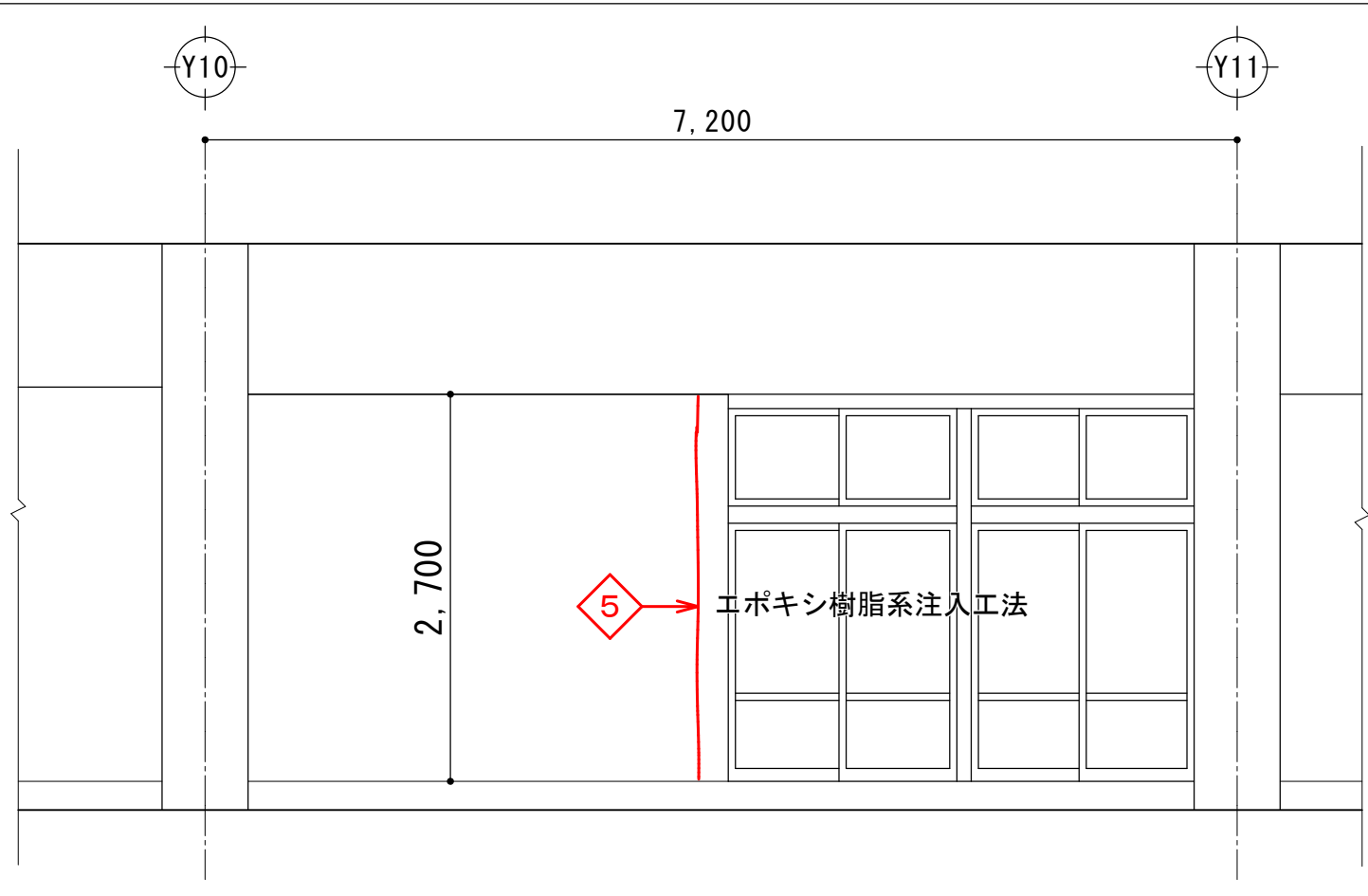
工事名称	沖縄県立芸術大学施設 管理棟・一般教育棟 (当館キャンパス) 屋根・外壁等改修工事	工事年度	令和5年度
工事場所	那覇市首里当蔵町一丁目4番	図面名称	地階・1階平面図
発注機関	沖縄県立芸術大学	縮尺	S=1/150(A-1) S=1/300(A-3)
検印	管理建築士 設計 製図	図面番号	A-O6
		名称	合同会社 日亜設計studio
		資格者氏名	奥浜 真佐三
		登録番号	1級建築士登録 第203467号 事務所登録 第132-3467号
		所在地	沖縄市安慶田三丁目11番33号



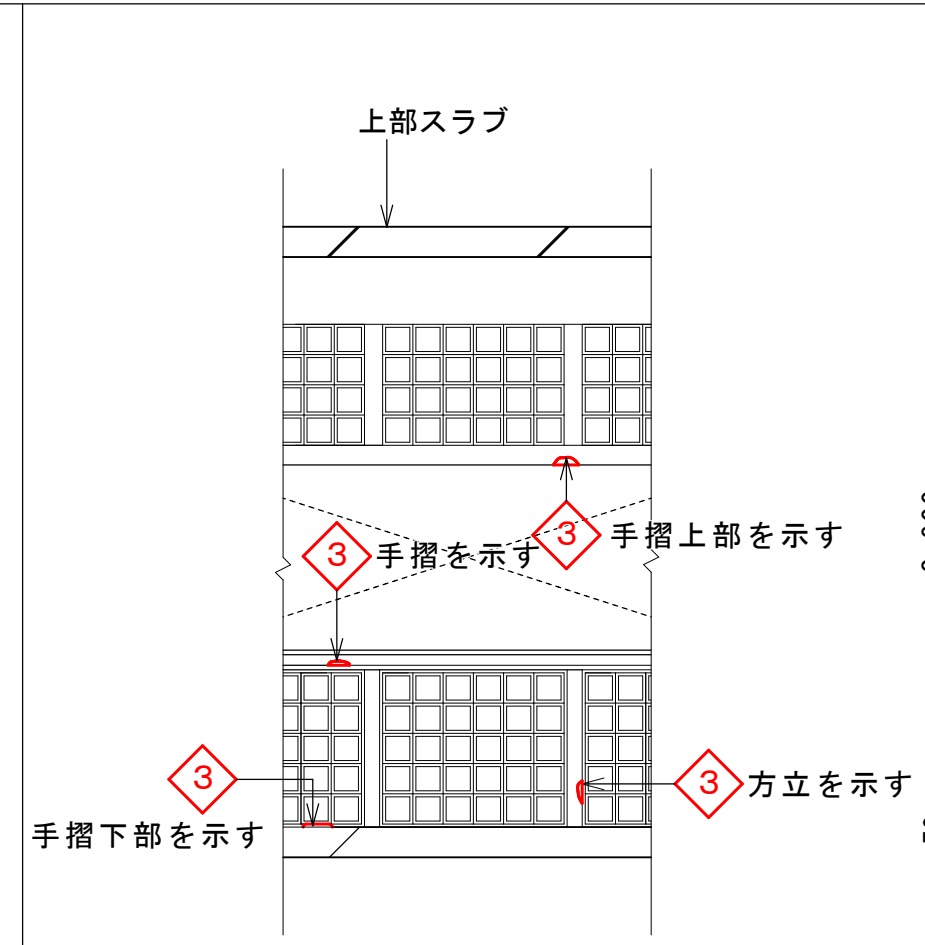
数量表

ポリマーセメントモルタル左官工法			
番号	ヶ所	番号	ヶ所
①	1	⑫	1
②	1	⑬	3
③	1	⑭	1
④	1	⑮	3
⑤	3	⑯	1
⑥	1	⑰	3
⑦	1	⑱	2
⑧	2	⑲	1
⑨	1	⑳	2
⑩	1	㉑	1
⑪	1	㉒	7
		㉓	1
小計	14	小計	26
		合計	40

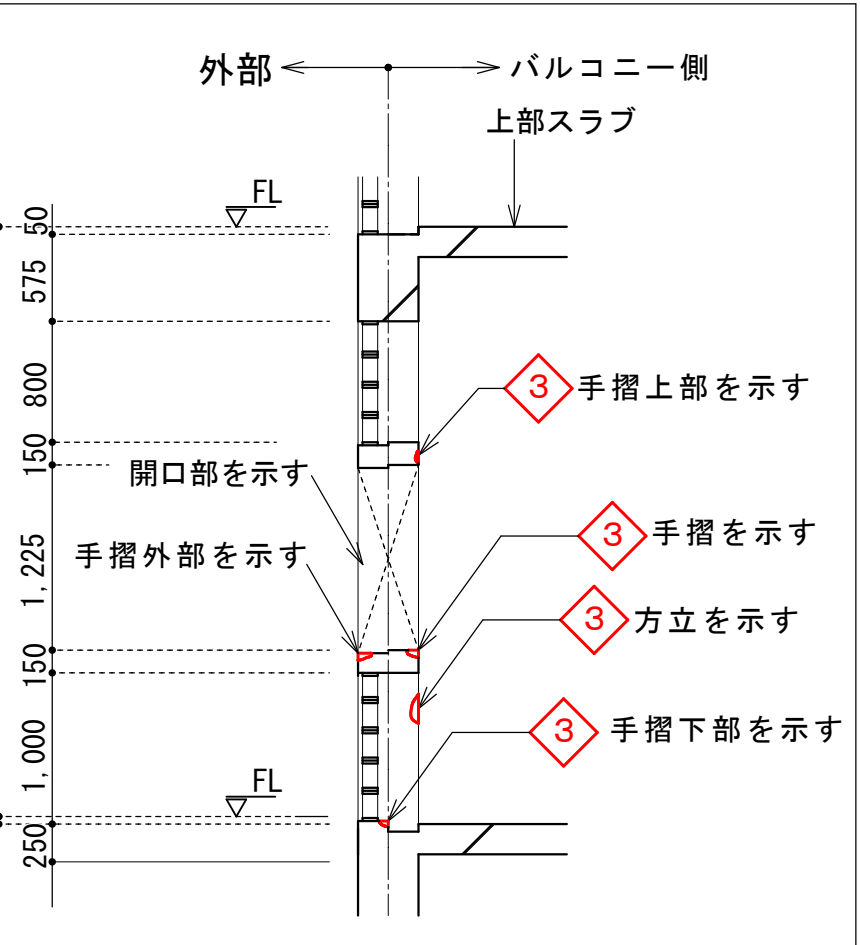
- 改修工事項目
- ① 既存県産本瓦漆喰の高圧洗浄及び塗り増し
  - ② ウレタンゴム系塗膜防水塗布 (X-2工法・軽歩行用) (下地調整含む)
  - ③ 既存コンクリートの亀裂、剥離部分の補修 (ポリマーセメントモルタル左官工法)
  - ④ ウレタン系シーリング材 (第2液) 充填工法 (打替え)
  - ⑤ 2階壁面、縦構造クラック補修 (エポキシ樹脂系注入工法)



展開図 S=1/50(A-1) S=1/100(A-3)



展開図 S=1/50(A-1) S=1/100(A-3)

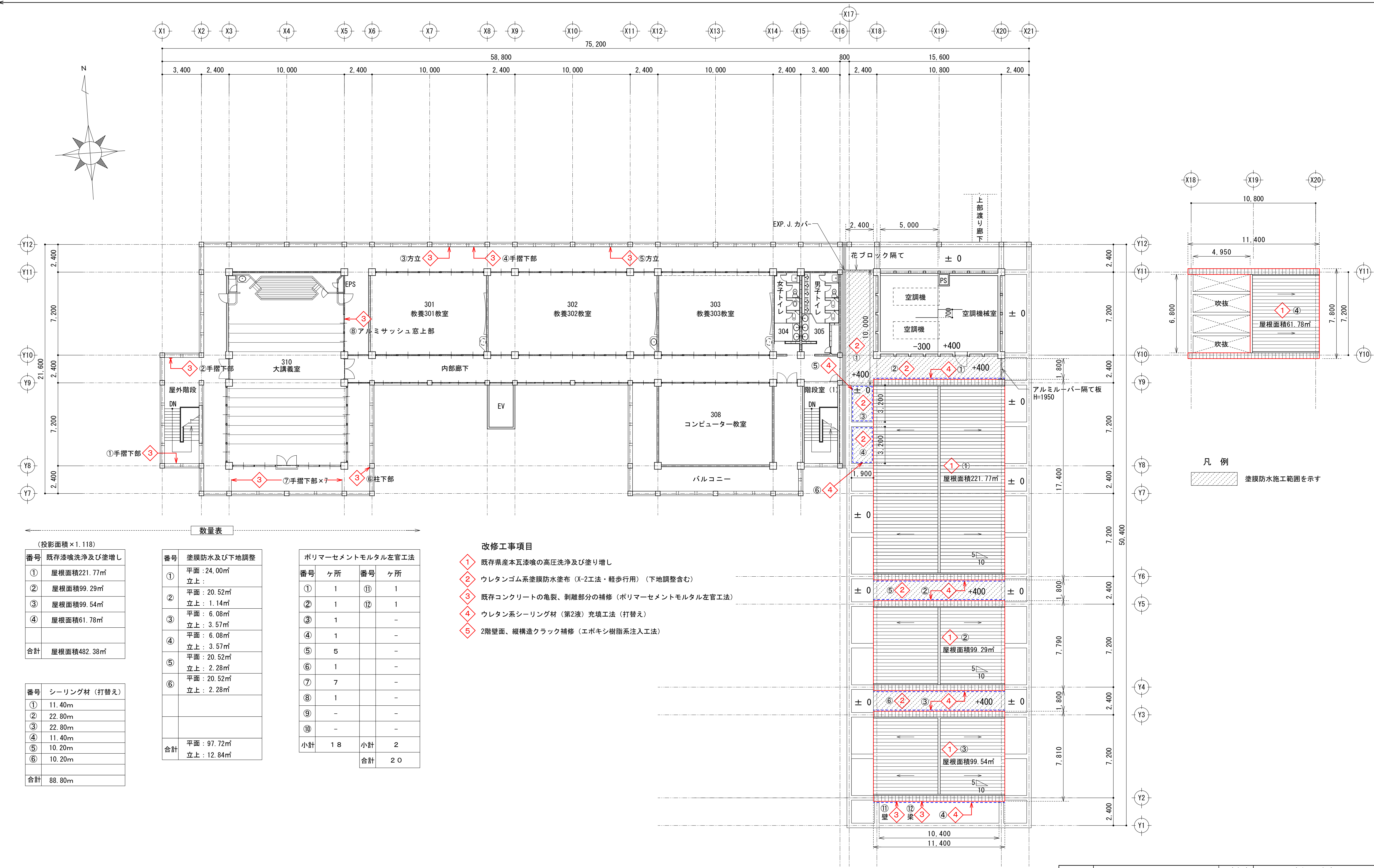


断面図 S=1/50(A-1) S=1/100(A-3)

2階平面図 S=1/150(A-1) S=1/300(A-3)

工事名称	沖縄県立芸術大学施設 管理棟・一般教育棟 (当蔵キャンパス) 屋根・外壁等改修工事	工事年度	令和 5 年度
	図面名称		2階平面図
工事場所	那覇市首里当蔵町一丁目4番	縮尺	S=1/150(A-1) S=1/300(A-3)
発注機関	沖縄県立芸術大学	図面番号	A-07
検印	管理建築士	名称	合同会社 日亜設計studio
	設計	資格者氏名	奥浜 真佐三
	製図	登録番号	1級建築士登録 第203467号 事務所登録 第132-3467号
		所在地	沖縄市安慶田三丁目11番33号





数量表

(投影面積×1.118)

番号	既存漆喰洗浄及び塗り増し
①	屋根面積221.77㎡
②	屋根面積99.29㎡
③	屋根面積99.54㎡
④	屋根面積61.78㎡
合計	屋根面積482.38㎡

番号	塗膜防水及び下地調整
①	平面：24.00㎡ 立上：-
②	平面：20.52㎡ 立上：1.14㎡
③	平面：6.08㎡ 立上：3.57㎡
④	平面：6.08㎡ 立上：3.57㎡
⑤	平面：20.52㎡ 立上：2.28㎡
⑥	平面：20.52㎡ 立上：2.28㎡
合計	平面：97.72㎡ 立上：12.84㎡

ポリマーセメントモルタル左官工法			
番号	ヶ所	番号	ヶ所
①	1	⑪	1
②	1	⑫	1
③	1	-	-
④	1	-	-
⑤	5	-	-
⑥	1	-	-
⑦	7	-	-
⑧	1	-	-
⑨	-	-	-
⑩	-	-	-
小計	18	小計	20

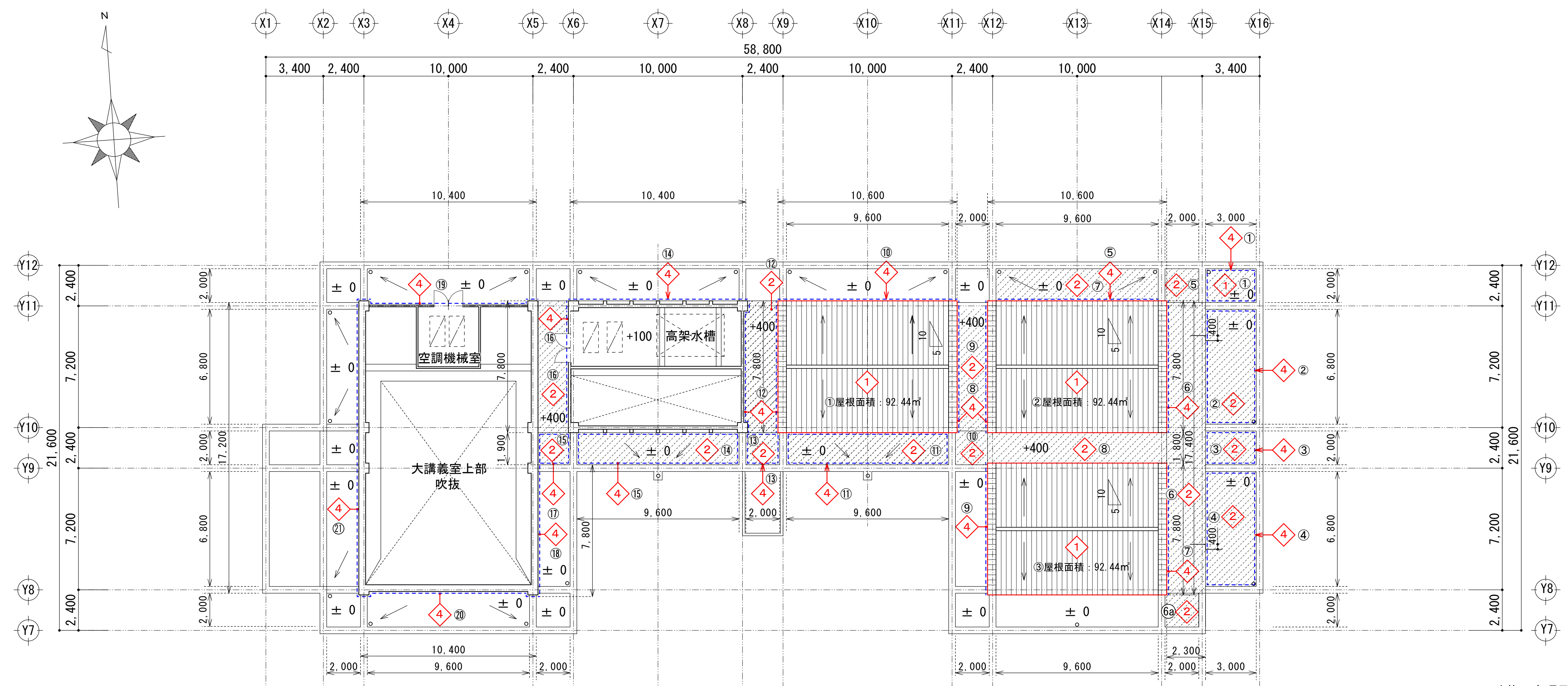
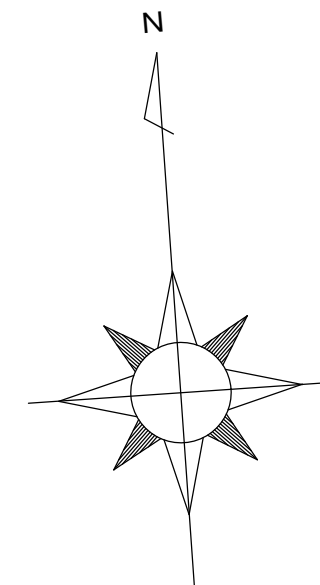
- 改修工事項目
- ① 既存県産本瓦漆喰の高圧洗浄及び塗り増し
  - ② ウレタンゴム系塗膜防水塗布 (X-2工法・軽歩行用) (下地調整含む)
  - ③ 既存コンクリートの亀裂、剥離部分の補修 (ポリマーセメントモルタル左官工法)
  - ④ ウレタン系シーリング材 (第2液) 充填工法 (打替え)
  - ⑤ 2階壁面、縦構造クラック補修 (エポキシ樹脂系注入工法)

番号	シーリング材 (打替え)
①	11.40m
②	22.80m
③	22.80m
④	11.40m
⑤	10.20m
⑥	10.20m
合計	88.80m

3階屋根伏図 S=1/150(A-1) S=1/300(A-3)

凡例  
塗膜防水施工範囲を示す

工事名称	沖縄県立芸術大学施設 管理棟・一般教育棟 (当蔵キャンパス) 屋根・外壁等改修工事	工事年度	令和5年度
図面名称	3階平面図	図面番号	A-08
工事場所	那覇市首里当蔵町一丁目4番	縮尺	S=1/150(A-1) S=1/300(A-3)
発注機関	沖縄県立芸術大学	設計者	管理建築士 設計 製 図
検印		名称	合同会社 日亜設計studio
		資格者氏名	奥浜 真佐三
		登録番号	1級建築士登録 第203467号 事務所登録 第132-3467号
		所在地	沖縄市安慶田三丁目11番33号

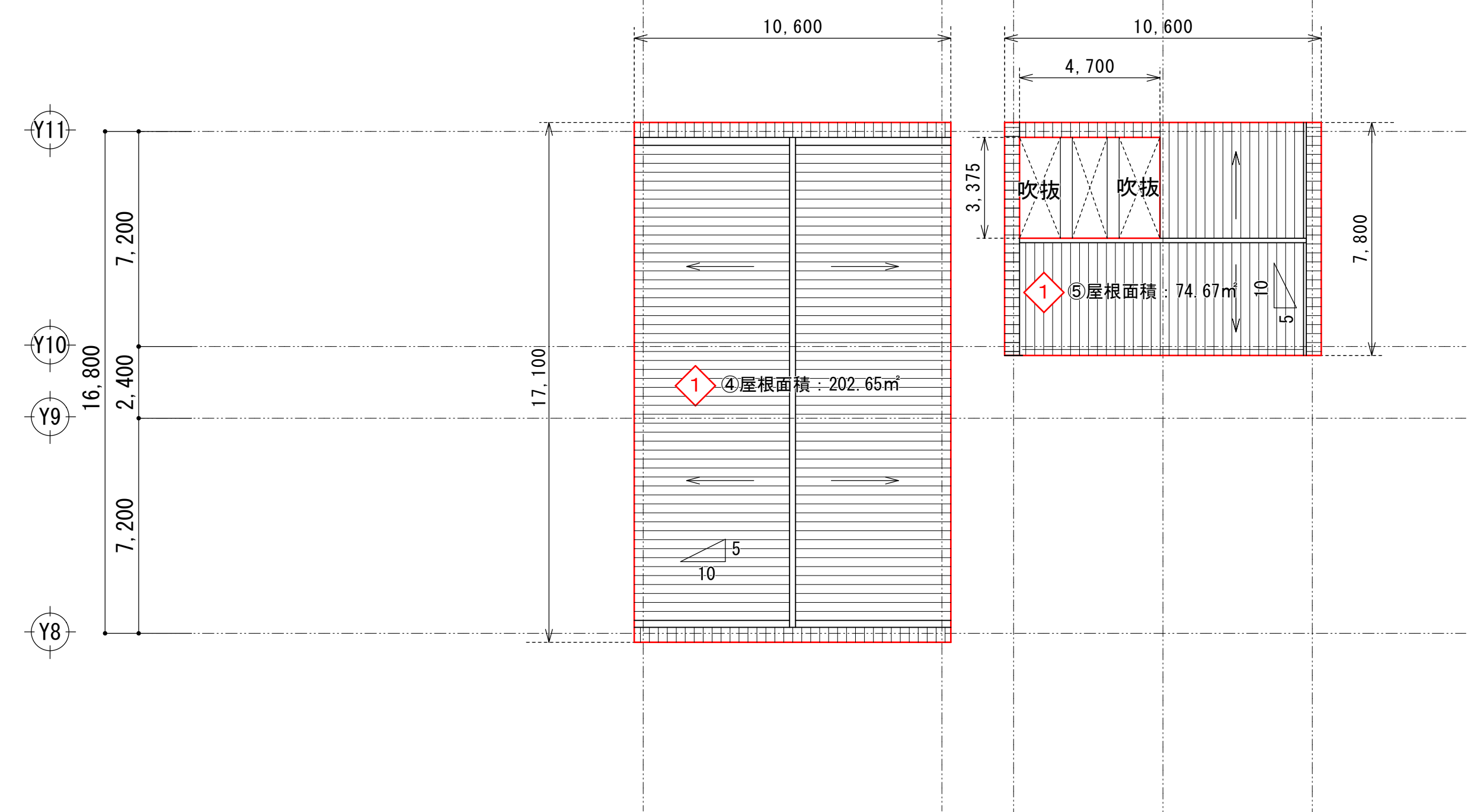


凡例  
 塗膜防水施工範囲を示す

R階屋根伏図 S=1/150(A-1) S=1/300(A-3)

改修工事項目

- ① 既存県産本瓦漆喰の高圧洗浄及び塗り増し
- ② ウレタンゴム系塗膜防水塗布 (X-2工法・軽歩行用) (下地調整含む)
- ③ 既存コンクリートの亀裂、剥離部分の補修 (ポリマーセメントモルタル左官工法)
- ④ ウレタン系シーリング材 (第2液) 充填工法 (打替え)
- ⑤ 2階壁面、縦構造クラック補修 (エポキシ樹脂系注入工法)



数量表

(投影面積×1.118)

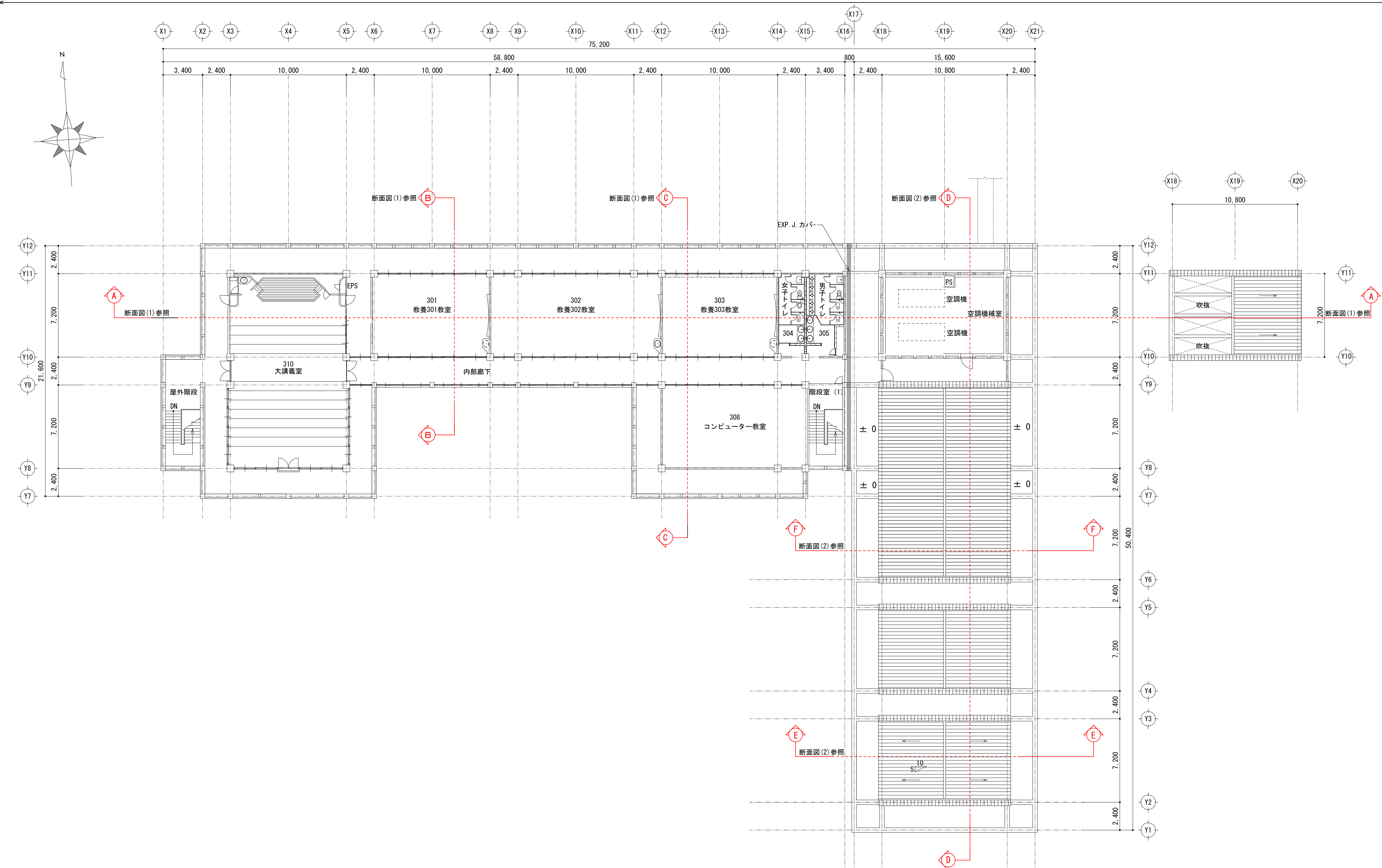
番号	既存漆喰洗浄及び塗り増し
①	①屋根面積: 92.44㎡
②	②屋根面積: 92.44㎡
③	③屋根面積: 92.44㎡
④	④屋根面積: 202.65㎡
⑤	⑤屋根面積: 74.67㎡
合計	屋根面積554.64㎡

シーリング材 (打替え)	
① 10.00m	⑫ 15.60m
② 19.60m	⑬ 8.00m
③ 10.00m	⑭ 9.60m
④ 19.60m	⑮ 23.20m
⑤ 9.60m	⑯ 7.80m
⑥ 7.80m	⑰ 8.00m
⑦ 7.80m	⑱ 7.80m
⑧ 15.60m	⑲ 10.40m
⑨ 7.80m	⑳ 10.40m
⑩ 9.60m	㉑ 17.20m
⑪ 23.20m	
合計	258.60m

番号	塗膜防水及び下地調整	番号	塗膜防水及び下地調整
①	平面: 6.00㎡ 立上: 2.50㎡	⑪	平面: 19.20㎡ 立上: 5.80㎡
②	平面: 20.04㎡ 立上: 4.90㎡	⑫	平面: 15.60㎡ 立上: 1.56㎡
③	平面: 6.00㎡ 立上: 2.50㎡	⑬	平面: 4.00㎡ 立上: 2.00㎡
④	平面: 20.04㎡ 立上: 4.90㎡	⑭	平面: 19.20㎡ 立上: 5.80㎡
⑤	平面: 4.00㎡ 立上: 2.00㎡	⑮	平面: 4.00㎡ 立上: 2.00㎡
⑥	平面: 40.02㎡ 立上: 1.56㎡	⑯	平面: 15.60㎡ 立上: 1.56㎡
⑥a	平面: 4.00㎡ 立上: 2.00㎡		
⑦	平面: 19.20㎡ 立上: 5.80㎡		
⑧	平面: 19.08㎡ 立上: 2.12㎡		
⑨	平面: 15.60㎡ 立上: 1.56㎡		
⑩	平面: 4.00㎡ 立上: 2.00㎡		
小計	平面: 157.98㎡ 立上: 31.84㎡	小計	平面: 77.60㎡ 立上: 18.82㎡
		合計	平面: 235.58㎡ 立上: 50.66㎡

工事名称	沖縄県立芸術大学施設 管理棟・一般教育棟 (当蔵キャンパス) : 屋根・外壁等改修工事	工事年度	令和 5 年度
工事場所	那覇市首里当蔵町1丁目4番	図面名称	屋根伏図
発注機関	沖縄県立芸術大学	縮尺	S=1/150(A-1) S=1/300(A-3)
	管理建築士 設 計 製 図	図面番号	A-09
検 印		名 称	合同会社 日亜設計studio
		資格者氏名	奥浜 真佐三
		登録番号	1級建築士登録 第203467号 事務所登録 第132-3467号
		所在地	沖縄市安慶田3丁目11番33号

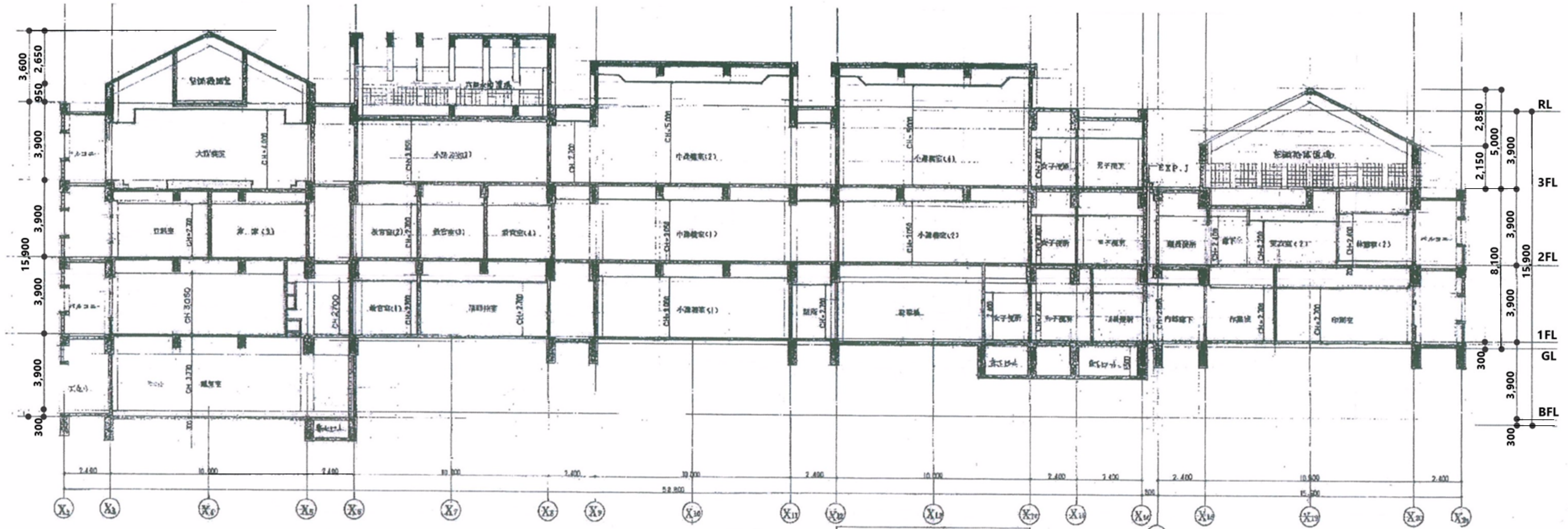




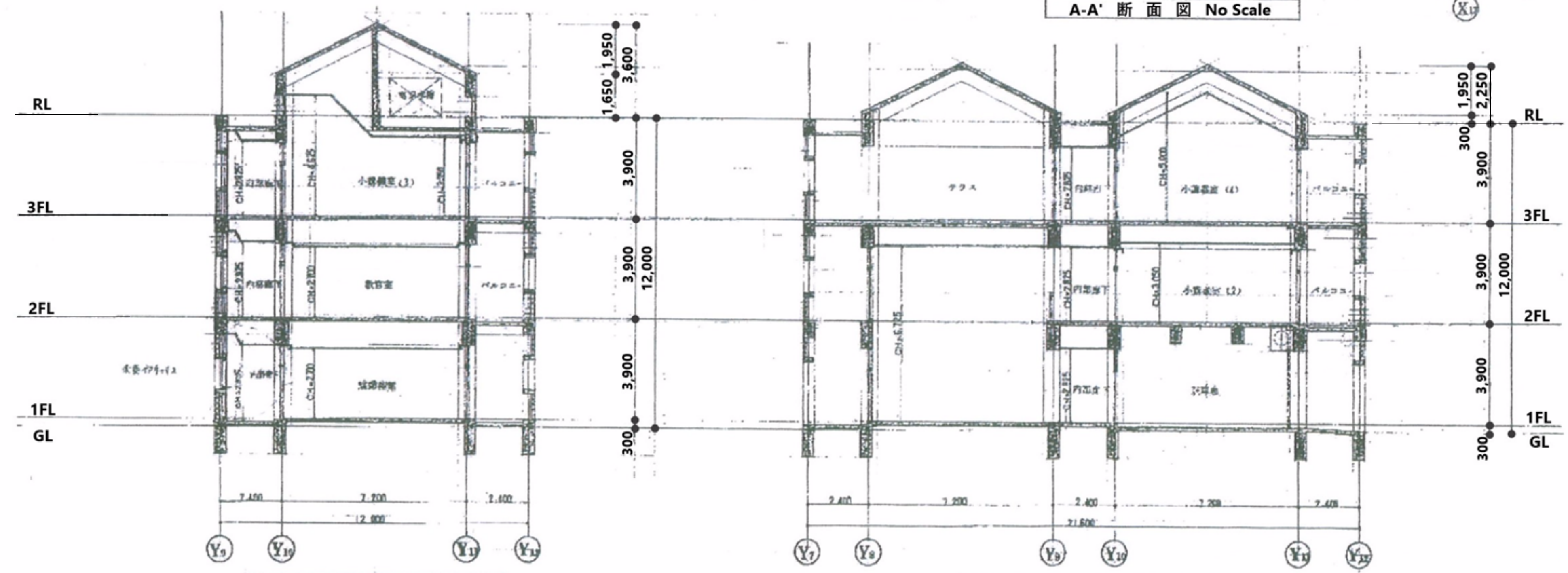
Key Plan S=1/150(A-1) S=1/300(A-3)

工事名称	沖縄県立芸術大学施設 管理棟・一般教育棟 (当蔵キャンパス) 屋根・外壁等改修工事	工事年度	令和5年度
工事場所	那覇市首里当蔵町一丁目4番	図面名称	Key Plan
発注機関	沖縄県立芸術大学	縮尺	S=1/150(A-1) S=1/300(A-3)
検印	管理建築士 設計 製 図	図面番号	A-10
	名称	会社	日亜設計studio
	資格者氏名		奥浜 真佐三
	登録番号		1級建築士登録 第203467号 事務所登録 第132-3467号
	所在地		沖縄市安慶田三丁目11番33号





A-A' 断面図 No Scale



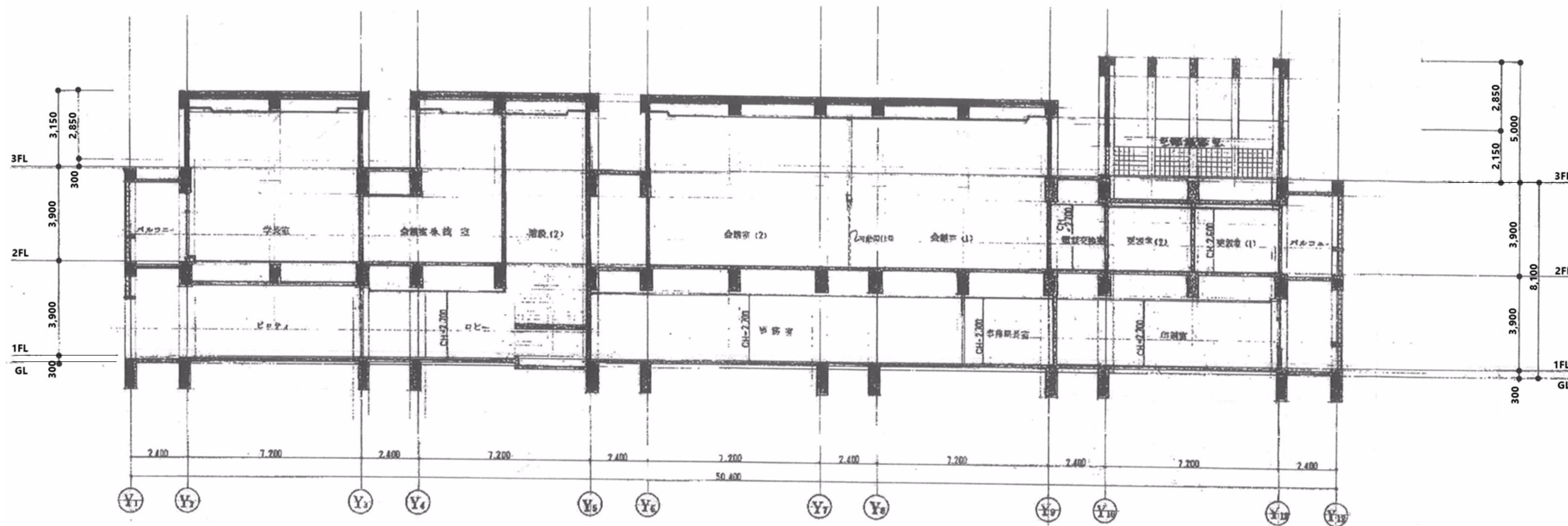
B-B' 断面図 No Scale

C-C' 断面図 No Scale

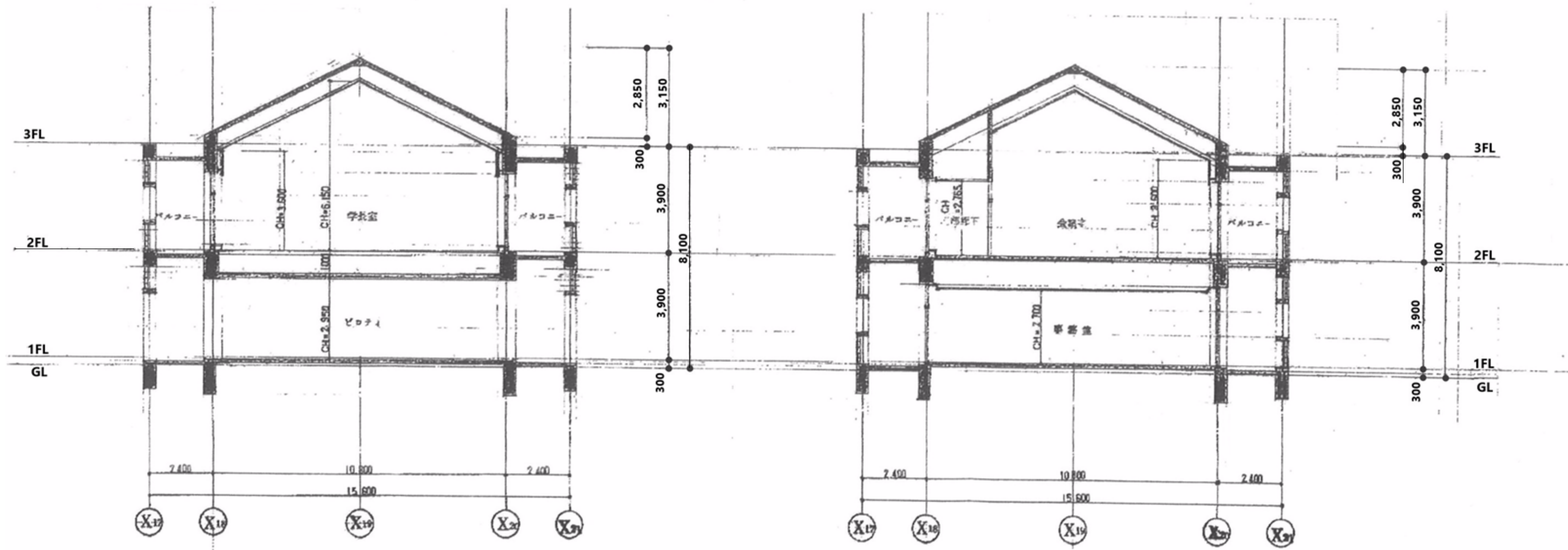
3.874

工事名称	沖縄県立芸術大学施設 管理棟・一般教育棟 (当歳キャンパス) : 屋根・外壁等改修工事	工事年度	令和 5 年度
工事場所	那覇市首里当蔵町一丁目4番地	図面名称	断面図 (1)
発注機関	沖縄県立芸術大学	縮尺	—
	管理建築士 設計 製 図	図面番号	A-11
検印		名称	合同会社 日亜設計studio
		資格者氏名	奥浜 真佐三
		登録番号	1級建築士登録 第203467号 事務所登録 第132-3467号
		所在地	沖縄市安慶田三丁目11番33号





D-D' 断面図 No Scale

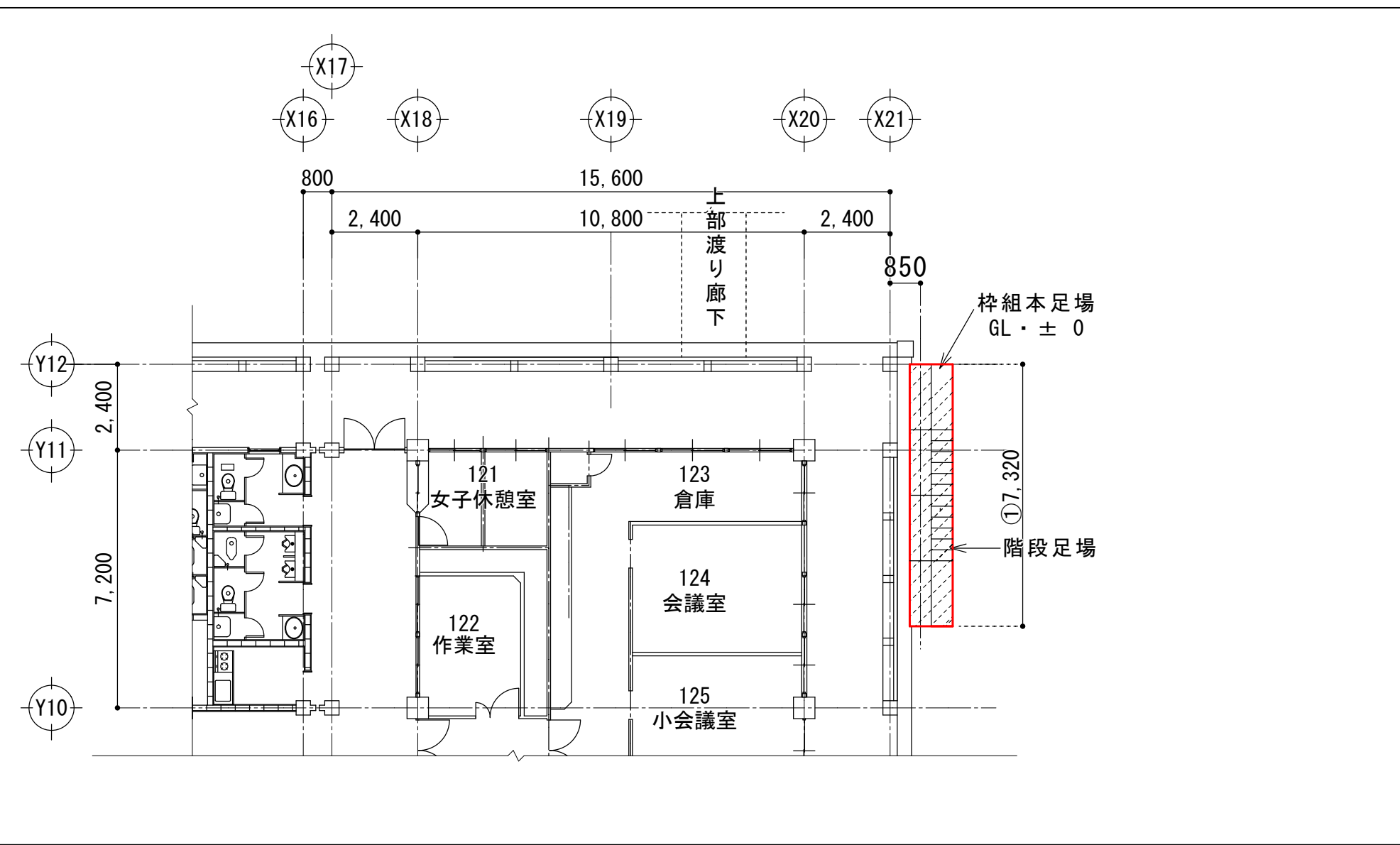


E-E' 断面図 No Scale

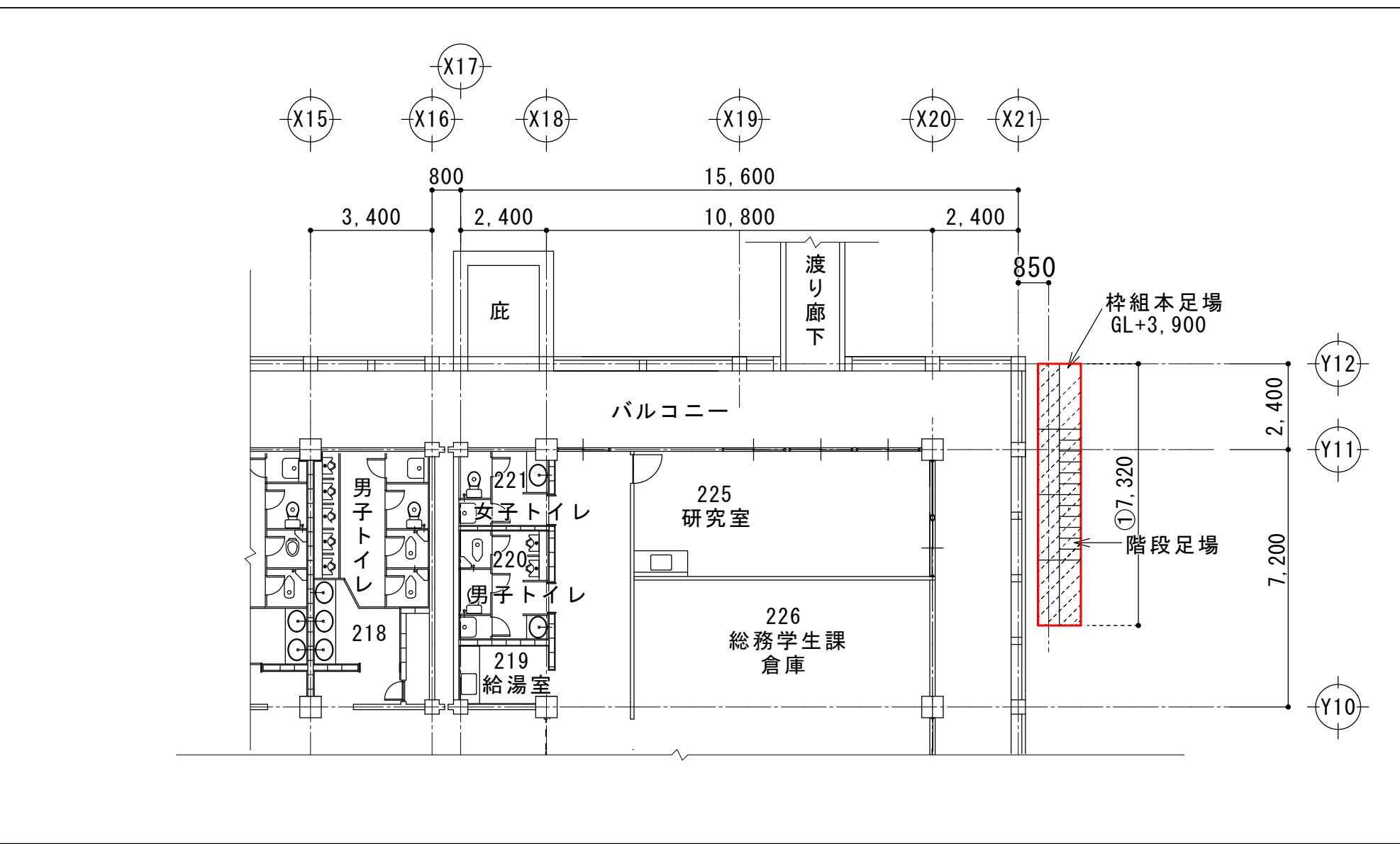
F-F' 断面図 No Scale

工事名称	沖縄県立芸術大学施設 管理棟・一般教育棟 (当蔵キャンパス) : 屋根・外壁等改修工事	工事年度	令和 5 年度
工事場所	那覇市首里当蔵町一丁目4番地	図面名称	断面図 (2)
発注機関	沖縄県立芸術大学	縮尺	—
	管理建築士 設計製図	図面番号	A-12
検印		名称	合同会社 日亜設計studio
		資格者氏名	奥浜 真佐三
		登録番号	1級建築士登録 第203467号 事務所登録 第132-3467号
		所在地	沖縄市安慶田三丁目11番33号

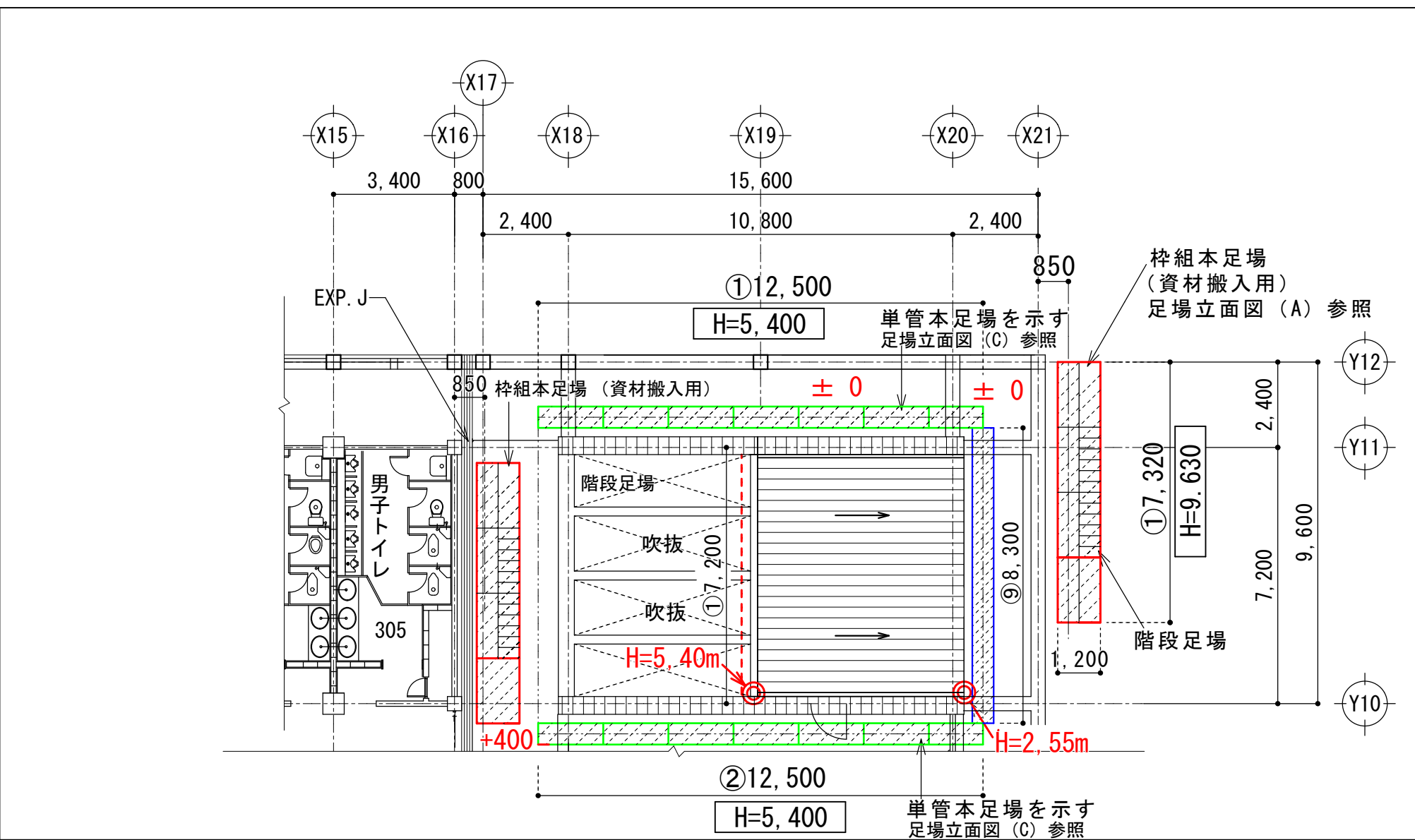




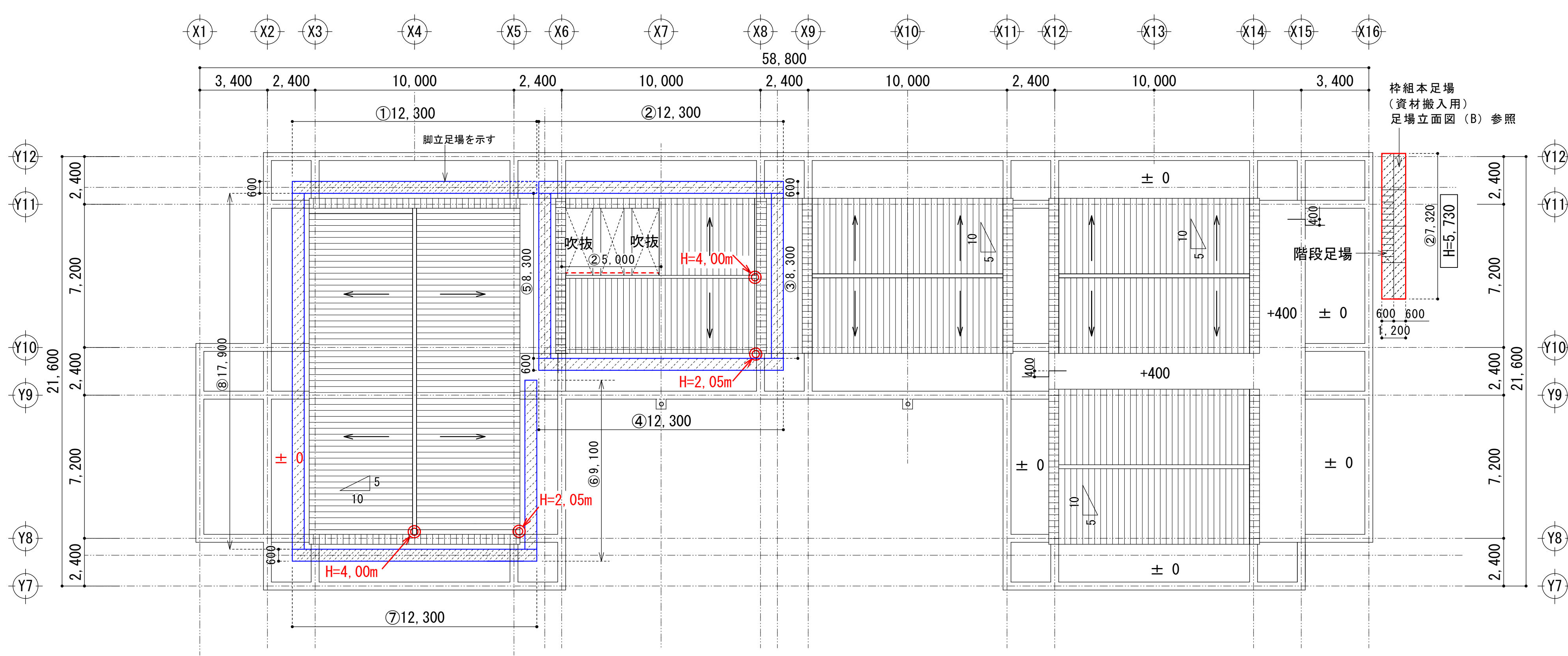
1階・外部足場部分平面図 S=1/150(A-1) S=1/300(A-3)



2階・外部足場部分平面図 S=1/150(A-1) S=1/300(A-3)



3階・外部足場部分平面図 S=1/150(A-1) S=1/300(A-3)



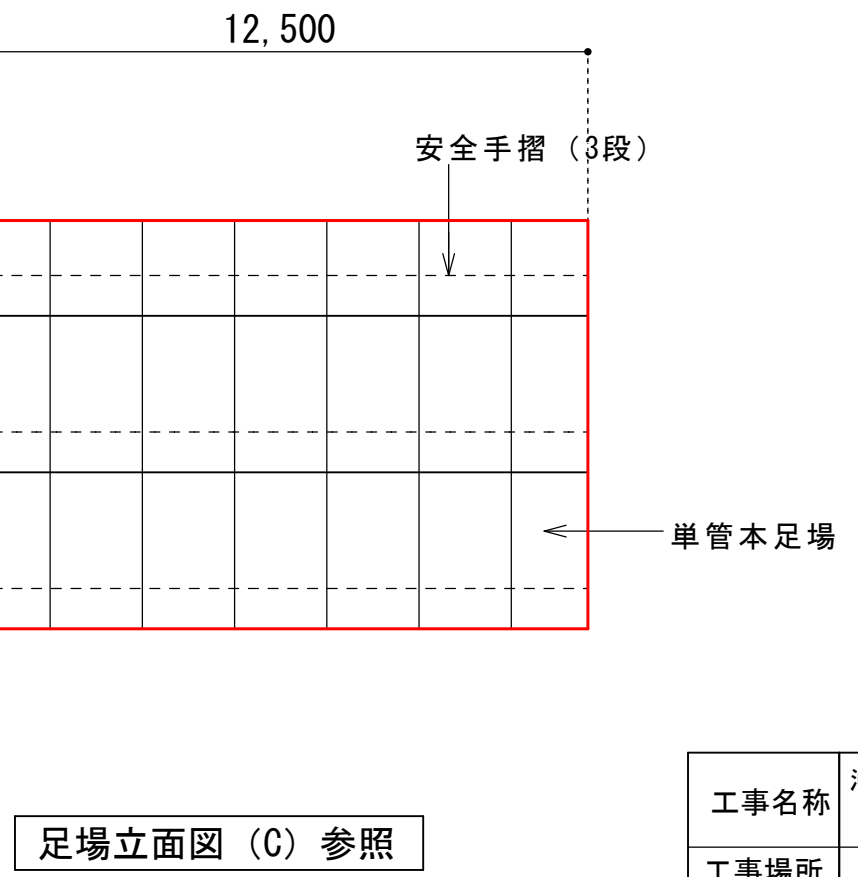
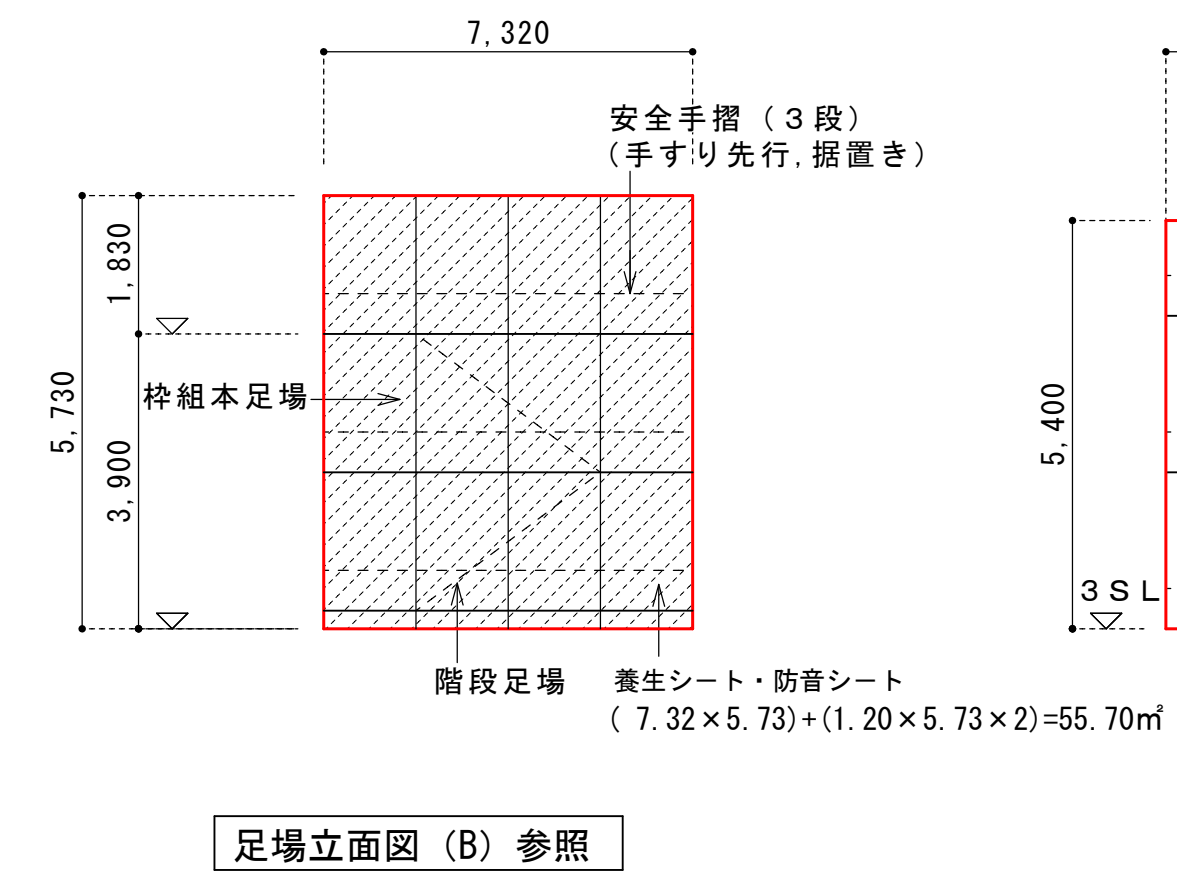
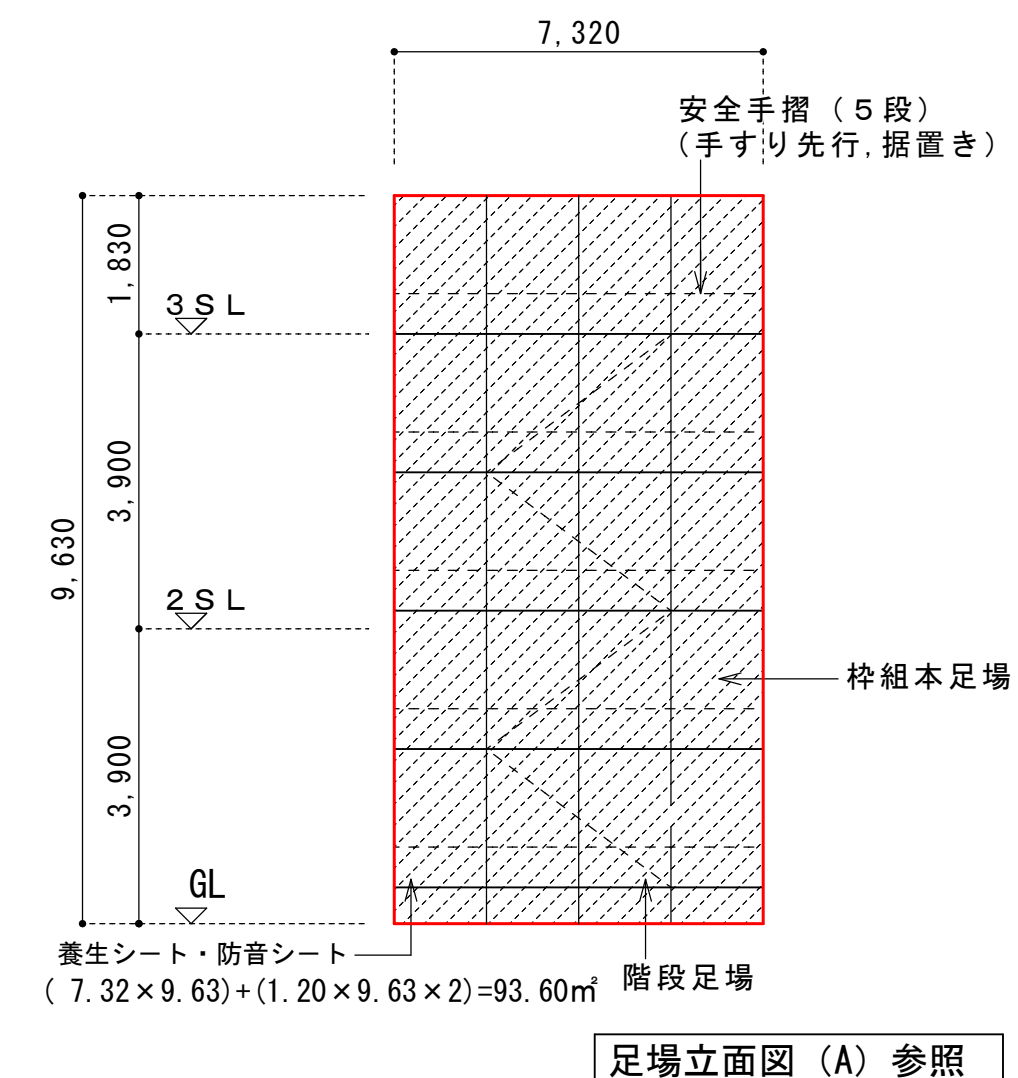
R階・外部足場立面図 S=1/150(A-1) S=1/300(A-3)

凡例

- 枠組本足場を示す
- 単管本足場を示す
- 脚立足場を示す
- 単管一本足場を示す

番号	枠組み足場	安全手摺	単管本足場	安全手摺	単管一本足場	脚立足場
①	7.32×9.63×2=140.98	7.32×5=36.60	12.50×5.40=67.50	12.50×3=37.50	7.20×5.40=38.88	12.30×0.60=7.38
②	7.32×5.73×2=83.89	7.32×3=21.96	12.50×5.40=67.50	12.50×3=37.50	5.00×4.00=20.00	12.30×0.60=7.38
③						8.30×0.60=4.98
④						12.30×0.60=7.38
⑤						8.30×0.60=4.98
⑥						9.10×0.60=5.46
⑦						12.30×0.60=7.38
⑧						17.90×0.60=10.74
⑨						8.30×0.60=4.98
合計	224.87㎡	58.56m	135.00㎡	75.00m	58.88㎡	60.66㎡

- ※特記事項
- ・ 枠組本足場600枠とする。
  - ・ 養生シート・防音シート
    - ・ 塩化ビニール製樹脂
    - ・ 厚さ1.0mm
    - ・ 消防庁防火規格認定品とする。
  - ・ 足場階段位置、足場やぐら(控え)及び火打ちは仮設計画書にて検討する。



工事名称	沖縄県立芸術大学施設 管理棟・一般教育棟 (当蔵キャンパス) : 屋根・外壁等改修工事	工事年度	令和 5 年度
工事場所	那覇市首里当蔵町一丁目4番	図面名称	外部足場計画図
発注機関	沖縄県立芸術大学	縮尺	S=1/150(A-1) S=1/300(A-3)
図面番号		図面番号	A-13
検印	管理建築士 設計 製 図	名称	合同会社 日亜設計studio
		資格者氏名	奥浜 真佐三
		登録番号	1級建築士登録 第203467号 事務所登録 第132-3467号
		所在地	沖縄市安慶田三丁目11番33号